

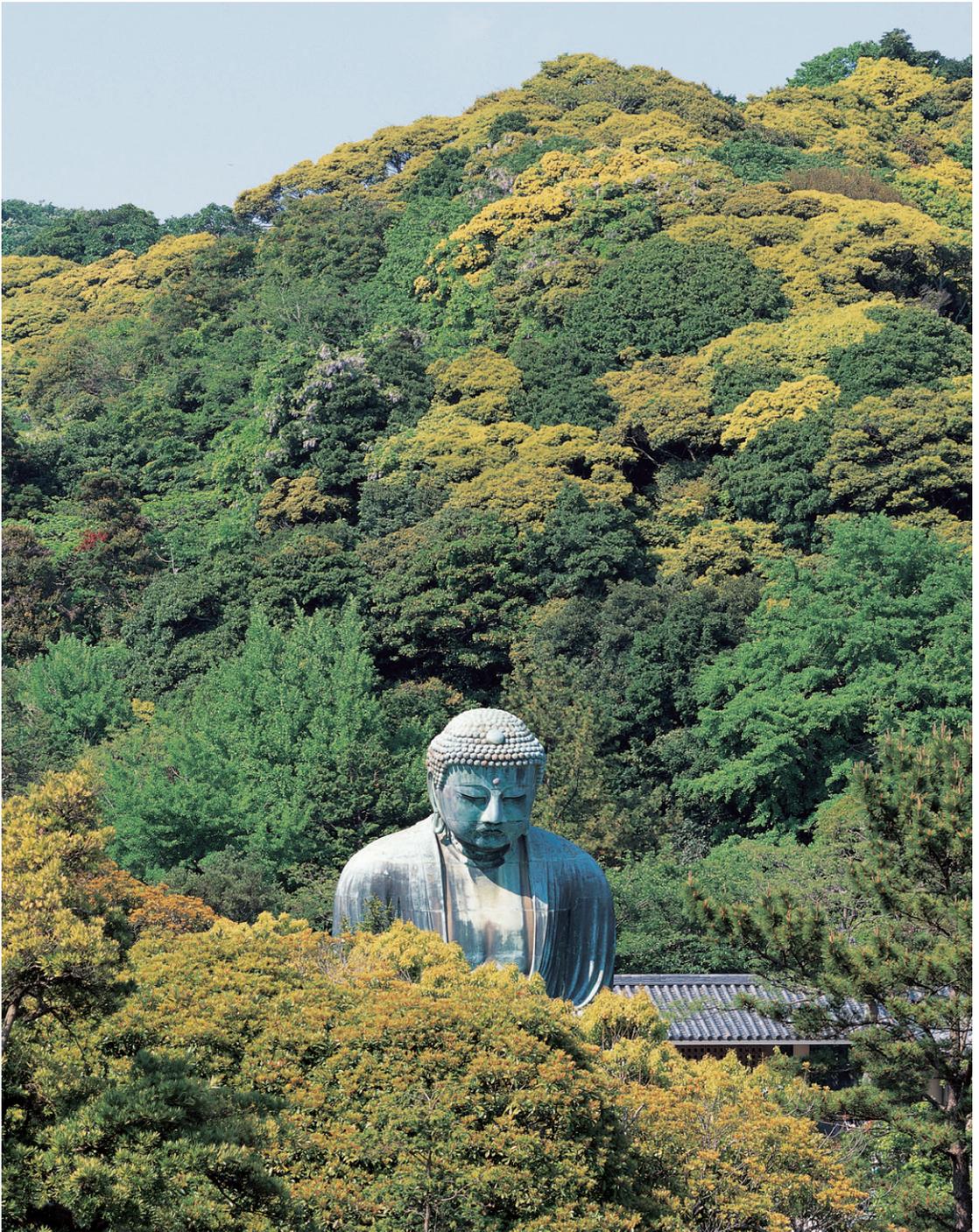
鎌倉大仏史研究

第 2 号

はしがき.....	佐藤 孝雄... 5
新出 鎌倉大仏殿高德院の近世文書について	鈴木 良明... 7
I 新出 鎌倉大仏殿高德院近世文書目録.....	8
II 写真・翻刻.....	11
III 解説.....	48

2019. 12

鎌倉大仏史研究会



高德院 銅造阿弥陀如来坐像（鎌倉大仏） 平成14年（2002）4月撮影



高德院 銅造阿弥陀如来坐像（鎌倉大仏） 平成28年（2016）3月撮影

はしがき

『鎌倉大仏史研究』の「創刊号」が発刊されてから、早二十三年もの月日が流れた。当初より不定期刊行物として発刊された小誌とはいえ、これほど長く続刊を途絶えさせたことは、偏に拙僧の怠慢・非才によるもので、忸怩たらざるをえない。

もつとも、この間、当院の本尊、大仏像の調査・研究が停滞していたわけではない。大仏像の鑄造法と往時存在した殿舎について多くの知見をもたらしてくれた境内の発掘調査。尊像の保存法も策定すべく、折に触れ実施してきた各種理化学的な調査・分析。それらの成果については随時報告書や権威ある学会誌の原著論文として刊行・公開も図られてきた。また、国庫補助金を得て三年前に実施した保存調査事業の成果も、昨年報告書に纏め上げるとともに、公開シンポジウムも開催し、知財の社会還元にも努めたところである。

大事業も済ませ、以後は各種報告書にも盛り込めなかった研究成果を順次本誌に掲載して行こうと考えていた昨秋、奇しくも当院に関わる近世史料が東京古典会の競売にかかるとの情報を得た。幸いにもこれを落手。すぐさま、先に当院に伝わる縁起の翻刻・解題も手がけていただいた鈴木良明先生（鎌倉国宝館館長）に精査を依頼したところ、同史料には、江戸中期から後期の当院の様子を伝える貴重な情報が数多記されていることが明らかとなった。そこで、この度その翻刻と解題を本誌に公表することとした。念願であった本誌続刊の刊行を、当院にとって大変貴重な新出史料の紹介をもって果たせること、大変嬉しく思う。

末文ながら、本誌の刊行に際し玉稿を賜った鈴木良明先生、史料を撮影していただいた井上久美子氏、また、鎌倉大仏史研究会の会長として平素有益なご助言を賜っている清水眞澄先生（三井記念美術館館長）に衷心より感謝申し上げます、はしがきにかえさせていただきます。

二〇一九年十二月吉日

鎌倉大仏殿高徳院住職

佐藤 孝雄

例言

一 『鎌倉大仏史研究』（第二号）は、鎌倉大仏殿高德院に係わる近世古文書十九点が平成三十年十二月に新たに同院の蔵するところとなったので、これら史料を紹介する特集号である。

一 本誌の構成は、Ⅰ新出 鎌倉大仏殿高德院近世文書目録、Ⅱ写真・翻刻と若干の解説を付したⅢ解説から成る。

一 翻刻にあたって以下の点に留意した。

- ・ 原文書の体裁を極力留める旨としたが、一部改変の箇所もある。
- ・ 旧字・異体字は原則として通用の字体としたが一部は原字を残した。
- ・ 変体仮名は、原則として通用の字体としたが、一部の変体仮名（者 Ⅱは 盤Ⅱは 江・糸Ⅱえ 而Ⅱて 与Ⅱと 茂Ⅱも 越Ⅱを）はそのままとし、ポイントを下げた表記とした。
- ・ 闕字や平出は、原本の表記とした。
- ・ 読解の便のため適宜に読点・並列点等を付した。
- ・ 虫食等で判読できない箇所は□で示した。
- ・ （ ）は補注、*は傍注を示す。

一 本誌掲載の写真は全て井上久美子氏の撮影である。

新出 鎌倉大仏殿高德院の近世文書について

鈴木良明

I 新出 鎌倉大仏殿高德院近世文書目録

番号	発行年月日	史料名	差出人	受取人	員数	寸法 (タテ×ヨコ) cm	備考
9	寛政十二庚申年十一月	御下金手形之事(写)〔十ヶ年賦御下金百兩拝借	長谷村高德院・同目代瓦右衛門・高德院開基野嶋新左衛門・新左衛門幼年二付代親同伊惣治		1通	32・3×40・0	No.7と関連
8	寛政十二申年十月	乍恐書付を以奉願候(写)	長谷村高德院判目代瓦右衛門判(奥印)高德院開基野嶋新左衛門・新左衛門幼年二付代親同伊惣治	本山御役者中	1通	32・7×83・6	No.7と同文
7	寛政十二申年十月	乍恐書附を以奉願候(写)〔本山預金百兩を御下金とし、この利息を以世話人等高德院修造の目論見願	長谷村高德院判目代瓦右衛門判(奥印)高德院開基野嶋新左衛門・新左衛門幼年二付代親同伊惣治	本山御役者中	1通	32・4×82・4	
6	寛政七乙卯年七月	乍恐以書付奉願上候(写)	神田鎌倉横町野嶋新左衛門		1通	74・6×141・6	No.4・5と同様趣旨
5	寛政七乙卯二月	乍恐以書附奉願上候事(写)	高德院開基江戸本石町野嶋新左衛門(印)	御本山御役者中様	1通	32・0×79・5	No.4と同文、差出人住の略記
4	寛政七乙卯二月	乍恐以書付奉願上候(写)〔光明寺学頭職衍忠和尚後住願ニ付当分同職と留守居兼帯願	大仏高德院開基江府本石町三丁目野嶋伊惣治	御本山御役者中	1通	33・2×47・6	
3	寛政七乙卯年	乍恐別紙以書付奉願上候(写)〔常念仏料本山より拝借などの際押印従前の通り願)			1通	33・1×47・3	
2	享保十九寅年	乍恐以書付奉願候事(写・中欠)〔托鉢御免願	鎌倉光明寺末長谷村大仏別当高德院印		2枚	32・8×47・5 32・9×35・8	『市史』(近世二)「目録」4
1	(正徳二年)	讓渡申田畑證文之事(写)	長谷村・坂下村右之蓮判(タテ)	増上寺様立合御内役者雲洞和尚様・買主野嶋新左衛門殿	1通	30・5×42・7	『市史』四六四文書「目録」9

19	慶応三卯年十二月十二日	後住願 乍恐書付奉願上候(写) 高徳院	江戸野島屋鋪野島新左衛門	御本山御役者中	1通	32・9×747・1	端裏書あり
18	文政八酉年十二月十四日	差上申一札之事(写) 高徳院焼失焼死人再心御吟味請書	高徳院真政・下男長右衛門・名主政兵衛	中村八太夫様御役所	1通	30・7×42・9	
17	西(文政八年)十一月廿六日	覚 高徳院焼失手当金請取(写)	長谷村高徳院セハ人政兵衛(印)・久左衛門・九右衛門	野嶋新左衛門様代甚兵衛様	1通	16・4×25・2	
16	文政八酉十一月廿四日	(高徳院諸堂焼失ニ付、代官所江提出絵図面・写)			1舗	30・4×41・3	
15	文政八酉十一月廿四日	(高徳院諸堂焼失焼死人吟味ニ付、申口請書・写)	相州鎌倉郡長谷村名主政兵衛・年寄久左衛門・百姓代小右衛門	中村八太夫様御手附 筒井銑藏殿	1通	24・8×65・0	端裏書あり
14	文政八酉十一月廿四日	御見分書(写) 高徳院諸堂焼失	相州鎌倉郡長谷村高徳院下男長右衛門(爪印)・百姓代小右衛門印・年寄久左衛門印・名主政兵衛印・高徳院住持真成(花押)	中村八太夫様御手付 筒井銑藏殿	1通	24・8×65・0	「目録」18と関連 端裏書あり
13	(文政七年)九月廿一日	(書簡 本山拝借金返済ニ付札)	野嶋新左衛門	和田政右衛門様・森九右衛門様・鶴見半五郎様・安斉三左衛門様・同利兵衛様	1通	16・2×55・4	包紙
12	文政六未年十月	乍恐以書付奉願上候(写) 光明寺預殘金の利足を以、拝借金返済願	高徳院・野嶋新左衛門代甚右衛門・世話人和田政兵衛・同鶴見半五郎・同森九右衛門・同安斉三左衛門・同安斉利兵衛	本山御役者中様	1通	30・6×91・0	端裏書あり
11	文政元戊寅年八月	高徳院隠居被致候ニ付御本山江御伺代之者遣申候節覚書扣帳	野嶋		1冊	20・1×15・0	
10	寛政十二庚申年十一月	御下金手形之事(写) 什金百兩 拝借	長谷村高徳院・同目代甚右衛門・高徳院開基野嶋新左衛門・新左衛門幼年ニ付代親同伊惣治		1通	28・1×40・3	No.9と同文

(注) 備考欄中の「市史」は『鎌倉市史史料編第三・四』(鎌倉市)所収の史料と番号。「目録」は『鎌倉大仏史研究創刊号』(鎌倉大仏史研究会)所収の目録番号。

讓渡申田畑證文之事

一 御藏入田畑永別四貫六百五拾九文鎌倉長谷坂下村高ノ内
外三反錢高三百拾四文

右者大仏之旨言佛堂建立ニ付、田畑讓渡シ
申等ニ相定、金貳百八兩慥請取申候、右田畑向後其元ニ而
御所持可被成候、此畑ニ付 御公儀様御年貢・諸か、り物
味進毛頭無御座候、勿論横合より構出入少シ茂無御座候、
御念仏堂附ニ讓渡候上ハ畑主ハ不及申ニ其諸親類之
者迄末々毛頭違乱もの老人茂無御座候、万一違背
候もの御座候ハ、加判仕候者何方迄罷出申訊可仕候、
向後御年貢掛り物・役錢之義ハ其年々御割付を以
勘定目録相認、御年貢両村名主方江御納所可被成候、
尤右之田畑土手堀川堤隈に切荒申間敷候、則
繪圖之通大切ニ可仕候、若紛乱之仕方御座候ハ、御改ヲ請
如何様ニ茂土手堀境目仕直シ、地方猥ニ成不申様ニ造立
相渡シ可申候、為後證繪圖并百姓地高之水帳
別紙ニ致印形指上申候、為後日仍而如件

年号月日

長谷村

増上寺様立合 雲洞和尚様
御内役者

坂下村
右之連判

買主 野嶋新左衛門殿

讓渡申田畑證文之事

一 御藏入田畑永別四貫六百五拾九文鎌倉長谷坂下村高ノ内

外三反錢高三百拾四文

右者大仏之旨ニ而御念仏堂御建立ニ付、田畑讓渡シ
申等ニ相定、金貳百八兩慥請取申候、右田畑向後其元ニ而
御所持可被成候、此畑ニ付 御公儀様御年貢・諸か、り物
味進毛頭無御座候、勿論横合より構出入少シ茂無御座候、
御念仏堂附ニ讓渡候上ハ畑主ハ不及申ニ其諸親類之
者迄末々毛頭違乱もの老人茂無御座候、万一違背
候もの御座候ハ、加判仕候者何方迄罷出申訊可仕候、
向後御年貢掛り物・役錢之義ハ其年々御割付を以
勘定目録相認、御年貢両村名主方江御納所可被成候、
尤右之田畑土手堀川堤隈に切荒申間敷候、則
繪圖之通大切ニ可仕候、若紛乱之仕方御座候ハ、御改ヲ請
如何様ニ茂土手堀境目仕直シ、地方猥ニ成不申様ニ造立
相渡シ可申候、為後證繪圖并百姓地高之水帳
別紙ニ致印形指上申候、為後日仍而如件

年号月日

長谷村

増上寺様立合 雲洞和尚様

御内役者

坂下村
右之連判

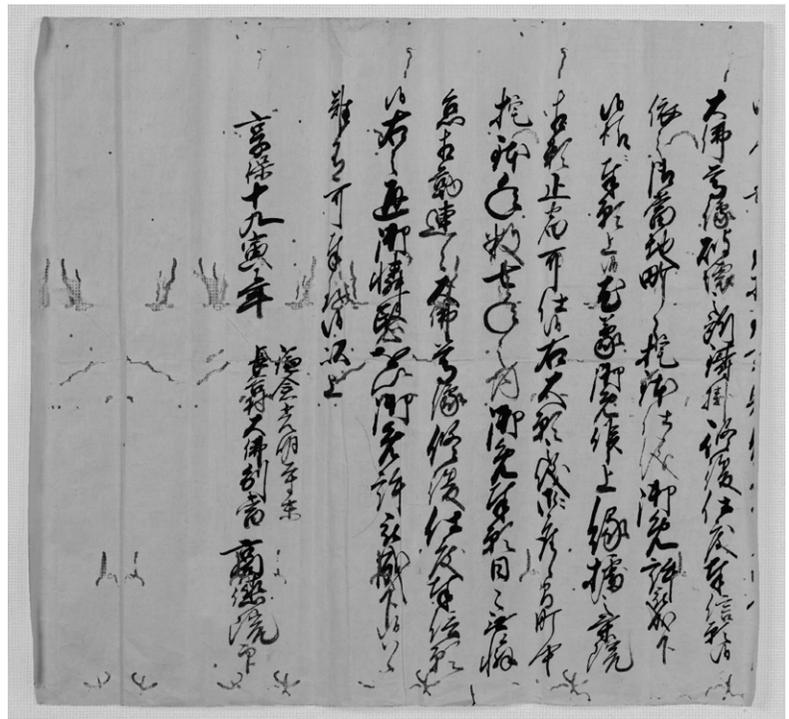
買主 野嶋新左衛門殿

乃忍以書付奉願候事

一相州鎌倉長谷村金銅大仏者建長年中鎌倉
將軍親王宗尊公御再建、草創者從曆仁元年、
仁治二辛丑年大仏并伽藍成就之事、同建長四壬
子ノ年金銅如來奉鑄候儀、右之次第東鑑卷々ニ
有之候、今鎌倉長谷村金銅大仏ニ而御座候、伽藍之
儀者往昔鎌倉一乱之砌及破壞候、以來致断絶
大仏之尊像而已相殘、古伽藍之礎石今以有之候、
然ル処ニ、元禄十六年十一月大地震之節、大仏台座之
石壇崩レ下リ候付、翌年宝永元甲申年九月
鎌倉御代官小長谷勘左衛門殿江其節之別当
長谷村長谷寺書付を以御訴申上置候、右金銅
之大仏者奈良・京都・鎌倉日本三大仏ニ而關東
第一之大仏、日本三大仏者為天下万民・国家安全
之御建立之御事、然ル処台座際迄四方百姓之
畑与成り草深、絶香火之煙經年月候処ニ、
正徳二壬辰年増上寺顯誉祐天大僧正石大仏
貴賤之参詣茂難成、絶香火之供養候儀兼々
思召を以大仏廻り畑往昔伽藍之礎石有之候畑

乍恐以書付奉願候事

一相州鎌倉長谷村金銅大仏者建長年中鎌倉
將軍親王宗尊公御再建、草創者從曆仁元年、
仁治二辛丑年大仏并伽藍成就之事、同建長四壬
子ノ年金銅如來奉鑄候儀、右之次第東鑑卷々ニ
有之候、今鎌倉長谷村金銅大仏ニ而御座候、伽藍之
儀者往昔鎌倉一乱之砌及破壞候、以來致断絶
大仏之尊像而已相殘、古伽藍之礎石今以有之候、
然ル処ニ、元禄十六年十一月大地震之節、大仏台座之
石壇崩レ下リ候付、翌年宝永元甲申年九月
鎌倉御代官小長谷勘左衛門殿江其節之別当
長谷村長谷寺書付を以御訴申上置候、右金銅
之大仏者奈良・京都・鎌倉日本三大仏ニ而關東
第一之大仏、日本三大仏者為天下万民・国家安全
之御建立之御事、然ル処台座際迄四方百姓之
畑与成り草深、絶香火之煙經年月候処ニ、
正徳二壬辰年増上寺顯誉祐天大僧正石大仏
貴賤之参詣茂難成、絶香火之供養候儀兼々
思召を以大仏廻り畑往昔伽藍之礎石有之候畑



..... (欠)

大仏尊像破壊之所鑄掛修復仕度奉信願候、

依之御当地町々托鉢仕候儀御免許被成下

候様ニ奉願上候、尤蒙御免候上、縁扱之寺院

相頼止宿可仕候、右大願之儀ニ御座候間、町中

托鉢年数七年之内御免奉願、日々無懈

怠相勤連々大仏尊像修復仕度奉信願

候、右之通御憐愍を以御免許被成下候ハ、

難有可奉存候、以上

享保十九寅年

鎌倉光明寺末

長谷村大仏別当 高徳院 印

*小長谷勘左衛門（正綱）は幕府支配代官。元禄十四年、宝永六年在任（我がすみ里）。

乍恐別紙以書付奉願上候

一私親法名泰祐儀、正徳二壬辰年鎌倉於大仏前ニ常念仏建
立仕候節、為念仏料与金七百兩御本山江御預申上置候内、乍恐
顯誉大僧正様并ニ松譽詮察大僧正様御寄附有之候、然ル処
先達之私儀高徳院無住ニ付、鎌倉表暫逗留仕罷有候節之義
大般取調仕候処、常念仏料多分不足仕其上御本山借財出
來仕、先年亡父泰祐買添付置候田畑之内質入ニ仕金子借用
等有之、甚以不取メリ成儀与奉存候、別而常念仏料之儀者右
申上候通兩 御尊影様御寄附茂有之候得者、尊慮ニ茂
相叶不申奉恐入痛心仕候、且又先年亡父泰祐儀常念仏
開基仕候砌り、乍恐 祐天大僧正様御定被下置候通、高徳
院寺付願之儀者、亡父泰祐與印仕末々迄御本山江御願
可申上旨被 仰付被下置候段、泰祐存命之節常々私江申聞
置候所、近年左様成義も相乱候故、右躰之不埒ニ罷成候様ニ
奉存候、此上高徳院寺付願之儀御本山借財願之儀者不
及申上ニ、何様之願ニ而茂先規之通私與印不仕住持一存之
願ニ而者、於 御本山ニ御取上無之様ニ何卒此度乍恐
御当山御役所御威光ヲ以右之段御本山江御懸合被成下
願之通被為 仰付被下置候ハ、亡父泰祐存念ニ茂相叶私
義別而難有仕合奉存上候、以上

寛政七乙卯年

乍恐別紙以書付奉願上候

一私親法名泰祐儀、正徳二壬辰年鎌倉於大仏前ニ常念仏建
立仕候節、為念仏料与金七百兩御本山江御預申上置候内、乍恐
顯誉大僧正様并ニ松譽詮察大僧正様御寄附有之候、然ル処
先達之私儀高徳院無住ニ付、鎌倉表暫逗留仕罷有候節之義
大般取調仕候処、常念仏料多分不足仕其上御本山借財出
來仕、先年亡父泰祐買添付置候田畑之内質入ニ仕金子借用
等有之、甚以不取メリ成儀与奉存候、別而常念仏料之儀者右
申上候通兩 御尊影様御寄附茂有之候得者、尊慮ニ茂
相叶不申奉恐入痛心仕候、且又先年亡父泰祐儀常念仏
開基仕候砌り、乍恐 祐天大僧正様御定被下置候通、高徳
院寺付願之儀者、亡父泰祐與印仕末々迄御本山江御願
可申上旨被 仰付被下置候段、泰祐存命之節常々私江申聞
置候所、近年左様成義も相乱候故、右躰之不埒ニ罷成候様ニ
奉存候、此上高徳院寺付願之儀御本山借財願之儀者不
及申上ニ、何様之願ニ而茂先規之通私與印不仕住持一存之
願ニ而者、於 御本山ニ御取上無之様ニ何卒此度乍恐
御当山御役所御威光ヲ以右之段御本山江御懸合被成下
願之通被為 仰付被下置候ハ、亡父泰祐存念ニ茂相叶私
義別而難有仕合奉存上候、以上

寛政七乙卯年

乍恐以書付奉願上候

一高徳院良然和尚儀去秋八月參上面談仕候所、当人義此度者必死之覚語
申越候二付、早速病氣見舞方去八日參上面談仕候所、当人義此度者必死之覚語
有之、滅後跡式等之儀任先例二委細二御願申上候様二相頼申候得者、何れ先例
茂在之候儀故、其段幾重二茂御願可申上旨為申聞候得者、当人安心仕十日曉
方正念命終仕候、然ル処行忠和尚附弟之儀、是又先達而以飛脚を及相談二候二付
病中申寺大切二被存候事故、尤二存候旨及挨拶二候得者、早束契約も相濟
候由承知仕候、此上右附弟行忠和尚江後住之義被 仰付被下置候ハ、乍恐
顕誉大僧正様尊慮之趣猶又亡父高徳院泰祐存念二相叶偏二難有
仕合奉存候

一右行忠和尚

御山内御預之諸記録等迄茂被致焼失候段何共奉恐入候、依之御当人之
儀者決而御願申上候存寄毛頭無之、至而辞退有之候得共、先住良然
和尚病中此義甚痛心二而私江別段頼置候事二御座候得者、幾重二茂御慈
悲奉願上候、尤御当山御役所御定式等茂有之、右焼失記録等大般出
來仕候間者、何ヶ年二而茂御定式相立諸般相調候迄学頭職退役 被
相願、御許容被下置候節迄高徳院留守之儀、何卒行忠和尚江兼帶
致候様二御威光ヲ以被 仰付被下置候ハ、偏二難有仕合奉存候、右奉願上候儀
何分御賢察之上可然様二御取成御披露奉願上候、以上

大佛 高徳院 泰基

江府本石町三丁目

野嶋伊惣治

寛政七乙卯二月

御本山

法波去中

乍恐以書付奉願上候

一高徳院良然和尚儀去秋以來病氣二罷有、当春者別而差重り候二付私方江以飛脚
申越候二付、早速病氣見舞方去八日參上面談仕候所、当人義此度者必死之覚語
有之、滅後跡式等之儀任先例二委細二御願申上候様二相頼申候得者、何れ先例
茂在之候儀故、其段幾重二茂御願可申上旨為申聞候得者、当人安心仕十日曉
方正念命終仕候、然ル処行忠和尚附弟之儀、是又先達而以飛脚を及相談二候二付
病中申寺大切二被存候事故、尤二存候旨及挨拶二候得者、早束契約も相濟
候由承知仕候、此上右附弟行忠和尚江後住之義被 仰付被下置候ハ、乍恐
顕誉大僧正様尊慮之趣猶又亡父高徳院泰祐存念二相叶偏二難有
仕合奉存候

一右行忠和尚

御山内御預之諸記録等迄茂被致焼失候段何共奉恐入候、依之御当人之
儀者決而御願申上候存寄毛頭無之、至而辞退有之候得共、先住良然
和尚病中此義甚痛心二而私江別段頼置候事二御座候得者、幾重二茂御慈
悲奉願上候、尤御当山御役所御定式等茂有之、右焼失記録等大般出
來仕候間者、何ヶ年二而茂御定式相立諸般相調候迄学頭職退役 被
相願、御許容被下置候節迄高徳院留守之儀、何卒行忠和尚江兼帶
致候様二御威光ヲ以被 仰付被下置候ハ、偏二難有仕合奉存候、右奉願上候儀
何分御賢察之上可然様二御取成御披露奉願上候、以上

大仏 高徳院 開基

江府本石町三丁目

野嶋伊惣治

寛政七乙卯二月

御本山

御役者中

乙 忠尚御奉願上候事

一 高徳院良然和尚儀去秋以來病氣ニ罷在り
 当春者別而差重り候ニ付、拙者方江以飛脚被申越候間、
 驚早速病氣見舞旁去七日参上面談仕候所、
 当人儀此度者必死与覚悟有之、滅後跡式等之
 儀、任先例ニ委細ニ御願申上候様相頼レ被申候得者、何れ
 先例茂有之候事故其段幾重ニも御願可申上旨
 承知仕候得者、安心被仕候哉十日曉方正念命終御座候而
 難有奉存候、然処行忠和尚附弟之儀、是先達而
 以飛脚被及内談ニ、病中与申御寺大切ニ被存候事故、尤ニ
 存候旨及挨拶候得者、早速契約も相済私義ハ勿論
 親類共迄も一同大慶仕候、此上右附弟行忠和尚江後住
 之儀被 仰付被下置候ハ、乍恐顯誉大僧正様
 尊慮之趣、尚又亡父高徳院泰祐存念ニ相叶
 偏ニ難有仕合ニ奉存候
 一 右行忠和尚御山内学頭職被蒙 仰在役中
 不慮之儀出来、御山内御預リ諸記録等迄も被致焼失候段
 一 石川忠尚御山内学頭職被蒙 仰在役中
 不慮之儀出来、御山内御預リ諸記録等迄も被致焼失候段

乍恐以書附奉願上候事

一 高徳院良然和尚儀去秋以來病氣ニ罷在り
 当春者別而差重り候ニ付、拙者方江以飛脚被申越候間、
 驚早速病氣見舞旁去七日参上面談仕候所、
 当人儀此度者必死与覚悟有之、滅後跡式等之
 儀、任先例ニ委細ニ御願申上候様相頼レ被申候得者、何れ
 先例茂有之候事故其段幾重ニも御願可申上旨
 承知仕候得者、安心被仕候哉十日曉方正念命終御座候而
 難有奉存候、然処行忠和尚附弟之儀、是先達而
 以飛脚被及内談ニ、病中与申御寺大切ニ被存候事故、尤ニ
 存候旨及挨拶候得者、早速契約も相済私義ハ勿論
 親類共迄も一同大慶仕候、此上右附弟行忠和尚江後住
 之儀被 仰付被下置候ハ、乍恐顯誉大僧正様
 尊慮之趣、尚又亡父高徳院泰祐存念ニ相叶
 偏ニ難有仕合ニ奉存候
 一 右行忠和尚御山内学頭職被蒙 仰在役中
 不慮之儀出来、御山内御預リ諸記録等迄も被致焼失候段

仁者其人之儀ハ決而御願申上候存
 寄毛頭無之至而辭退有之候得共、先住良然和尚病
 中此儀甚痛心ニ申、拙者江別段被頼置候事ニ御座候得者
 幾重ニも御慈悲奉願上候、尤御当山御役所御定
 式等も有之、右焼失記録等大般出来候間者何ヶ
 年ニも、御定式相立諸般相調候迄学頭職退役
 被相願、御許容被下置候節迄高徳院留守居之儀、
 何分衍忠和尚兼帶いたし候様以御威光被
 仰付被下置候ハ、偏ニ難有仕合ニ奉存候、右御寺之儀
 何分御賢察之上可然様御取成御披露奉願上候
 已上
 寛政七乙卯二月
 高徳院開基
 江戸本石町
 野嶋新左衛門(印)
 御本山
 御役者中様

◇この文書裏面継紙ニ黒印あり。また【史料4】とほぼ同文なれども差出人名異なる。

一 私祖父新左衛門儀、先年乍恐、祐天大僧正様本所牛嶋二被遊御隱遁候節より、歸依仕、念仏之御弟子ニ罷成、五重御相伝迄被成下、祐天之二字を私祖父母之法名ニ被下置、祖父ヲ泰祐・祖母者智天与申候而、平生御勸メ被遊候者、唯菩提心ニ善根住、正道ヲ專ニ相守り一向ニ御念仏を唱へ候様ニ被遊御意候故、御教ヲ相守罷有候、然ル処相州鎌倉大仏尊像者往昔昔

右大將源頼朝卿之御建立ニ而、関東第一之大仏ニ御座候処、鎌倉一乱後荒廢仕寺院茂及断絶ニ、大仏尊像而已相殘候得共、大仏台座際迄四方百姓之田畑与罷成、貴賤之參詣茂難成、香花之供養仕候者茂無御座候儀、祖父法名高德院泰祐義年来深ク奉相歎、何卒御念仏道場建立仕、如來江奉供養度免願仕、正徳年中乍恐、顕誉祐天大僧正様、御当山御住職之頃、右志願之儀申上候得者、大僧正様ニ茂御歎不淺、依之百姓方所持仕候田畑買添、右之地面江一字建立仕、正徳二壬辰年普請成就仕、本尊莊嚴向并ニ諸道具等不殘寄附仕、乍恐、顕誉大僧正様中興奉仰、御開山、則於、御方丈内ニ常念仏開闢并、大僧正様御影像御開眼迄被成下、本堂江奉安置候、尤寺格之儀者光明寺奥之院大威山高徳院与院号御付被下置候、住持之儀者祖父泰祐歸依之僧ヲ以住職為致、後住続目之節者末々迄私方奥印仕、御本山江御願申上相続仕候様ニ被、仰付被下置候ニ付、唯今以後住継目之節者、先例之通私奥印仕後住之儀御願申上候

一 高德院住持良然儀、去秋以來病氣ニ罷有候処、当春別而差重り候ニ付、正月廿七日私親伊惣治方江以書状申越候者、当人義病氣故快氣之程茂難斗、依之此度、御本山江光明寺学頭職相勤被居候衍忠和尚与申僧附弟之儀、以飛脚及内談候間、大病与申寺大切ニ茂存候義故、当人存寄ニ相叶候ハ、取極々候様ニ挨拶仕、二月八日、親伊惣治義鎌倉表江參上、良然和尚江得与面談仕候所、当

一 私祖父新左衛門儀、先年乍恐、祐天大僧正様本所牛嶋二被遊御隱遁候節より、歸依仕、念仏之御弟子ニ罷成、五重御相伝迄被成下、祐天之二字を私祖父母之法名ニ被下置、祖父ヲ泰祐・祖母者智天与申候而、平生御勸メ被遊候者、唯菩提心ニ善根住、正道ヲ專ニ相守り一向ニ御念仏を唱へ候様ニ被遊御意候故、御教ヲ相守罷有候、然ル処相州鎌倉大仏尊像者往昔昔

右大將源頼朝卿之御建立ニ而、関東第一之大仏ニ御座候処、鎌倉一乱後荒廢仕寺院茂及断絶ニ、大仏尊像而已相殘候得共、大仏台座際迄四方百姓之田畑与罷成、貴賤之參詣茂難成、香花之供養仕候者茂無御座候儀、祖父法名高德院泰祐義年来深ク奉相歎、何卒御念仏道場建立仕、如來江奉供養度免願仕、正徳年中乍恐、顕誉祐天大僧正様、御当山御住職之頃、右志願之儀申上候得者、大僧正様ニ茂御歎不淺、依之百姓方所持仕候田畑買添、右之地面江一字建立仕、正徳二壬辰年普請成就仕、本尊莊嚴向并ニ諸道具等不殘寄附仕、乍恐、顕誉大僧正様中興奉仰、御開山、則於、御方丈内ニ常念仏開闢并、大僧正様御影像御開眼迄被成下、本堂江奉安置候、尤寺格之儀者光明寺奥之院大威山高徳院与院号御付被下置候、住持之儀者祖父泰祐歸依之僧ヲ以住職為致、後住続目之節者末々迄私方奥印仕、御本山江御願申上相続仕候様ニ被、仰付被下置候ニ付、唯今以後住継目之節者、先例之通私奥印仕後住之儀御願申上候

一 高德院住持良然儀、去秋以來病氣ニ罷有候処、当春別而差重り候ニ付、正月廿七日私親伊惣治方江以書状申越候者、当人義病氣故快氣之程茂難斗、依之此度、御本山江光明寺学頭職相勤被居候衍忠和尚与申僧附弟之儀、以飛脚及内談候間、大病与申寺大切ニ茂存候義故、当人存寄ニ相叶候ハ、取極々候様ニ挨拶仕、二月八日、親伊惣治義鎌倉表江參上、良然和尚江得与面談仕候所、当

人義此度者必死与覚語有之、滅後跡式之儀委細私父江頼置、
後住之儀者附弟衍忠和尚江相統為仕度旨、此段 御本山江
任先例、私方より衍忠後住之儀幾重ニ茂御願申上具候様ニ及末期
相頼申候ニ付、承知之趣申聞候得者、当人安心仕十日曉方正念
命終仕候、依之御本山江高徳院後住之儀附弟衍忠和尚江
被 仰付被下置候様ニ、先達而父伊惣治義鎌倉表ニ罷有候節
御本山江奉願上候処、附弟成三ヶ年之間者、後住相統之儀者先達而
乍恐諸檀林様方被 仰合候ニ付、奉相願候而茂被 仰付無之旨、御
役者中より被仰渡承知仕候、猶又其後別紙之通以書付ヲ御願申
上候処、一向御取上ケ無之候ニ付、何卒 方丈様江右願之通御披露
被成下候様ニ御願申上候得共、筋違之願故、御披露難被成旨、
御役者中より被仰渡、願書直ニ御返シ被成候、無是非指罷有
江戸表江婦宅仕候、其節私義乍恐 御当山御役所江右之
段御願申上度存罷有候処、病氣ニ而引込罷有、延引仕候得とも
乍恐此度当 御役所迄左之通奉願上候

一 高徳院後住衍忠和尚儀之御願書云々奉、同書江御願上
難在 仰付旨、先達而於 御本山ニ御役者中被 仰渡候段
親儀私江申聞奉畏候処、先住良然義滅後跡式之儀及末
期ニ委親伊惣治江相頼置命終仕候得者、無処義ニ奉存候、依之
何卒相成候儀ニ御座候ハ、衍忠和尚義 御本山学頭職在役
中高徳院留守居兼帶致候様ニ 御当山御役所御威光
を以被為 仰付被下置候様、偏ニ奉願上候、若又右御願申上候義も
難被為 仰付、此上 御本山より後住被仰付被下置候儀ニ御座候ハ、
相応之金子持參被致、右之金子ヲ以 御本山借財上納并ニ
質入田畑等取戻シ寺相統被致候仁江後住被 仰付被下置候様ニ
乍恐 御当山御役所御賢慮之上、御本山御懸合被成下、
何卒右願之通被 仰付被下置候ハ、生々々々難有仕合奉存候、
以上

寛政七乙卯年 七月

神田鎌倉横町 野嶋新左衛門

神田鎌倉横町 野嶋新左衛門

寛政七乙卯年 七月

乍恐書附を以奉願候

一 拙意以前之住持兼代修復仕候處、前任住持兼代
 住職の内病身言難治仕候、向修復仕候、余兼代
 破壞仕候、此上如長病言令治仕候、住持兼代
 兼代、仰年々宛修復仕候、元來大破
 難及奉存候二付、開基新左衛門始世話人共江も段々
 相談仕候処、時節柄度前々与者違世上一統困窮仕
 居候儀故、致方も無之種々談合仕候処、開基新左衛門
 義も當時至而幼年之儀故、新左衛門隠居江相頼候処、
 新左衛門幼年与申且又前々よりも勝手も廻り兼候間種々
 勘弁之上相談候二者、御本山様江上ケ置候修復金之
 内、金百両当申ノ年より中拾ヶ年之内御下ケ被成候得者
 世話人共三而精々貸付、御本山様江者来西年より
 年々十月十六日金拾両宛上納仕、午年迄拾ヶ年二
 金百兩二積、如前來修復料ニ御預申上度、猶又右貸
 付候金子之利分余慶を以小破修復等相加江、何卒
 拾ヶ年相立候上二者積立候子分之金子百兩ニ相成候
 様手段仕度奉存候、左様ニ相成候得者、後々ニ至候而及
 大破候節之助力ニ相成申候、尤右金子貸附之儀者

乍恐書附を以奉願候

一 拙寺儀前々住持兼代修復仕候処、前任住持
 住職之内病身ニ而難治仕候故一向修復手人等茂不仕
 破壞ニおよひ罷在候処長病ニ而命終仕、其後拙僧住職
 蒙 仰年々少々宛修復手人等仕候得共、元來大破
 之処貧僧之儀ニ付、自力ニ而者中々修復手人等之儀も
 行届兼申候、猶又行々破壞ニおよひ候節二者猶以自力ニ
 難及奉存候ニ付、開基新左衛門始世話人共江も段々
 相談仕候処、時節柄度前々与者違世上一統困窮仕
 居候儀故、致方も無之種々談合仕候処、開基新左衛門
 義も當時至而幼年之儀故、新左衛門隠居江相頼候処、
 新左衛門幼年与申且又前々よりも勝手も廻り兼候間種々
 勘弁之上相談候二者、御本山様江上ケ置候修復金之
 内、金百両当申ノ年より中拾ヶ年之内御下ケ被成候得者
 世話人共三而精々貸付、御本山様江者来西年より
 年々十月十六日金拾両宛上納仕、午年迄拾ヶ年二
 金百兩二積、如前來修復料ニ御預申上度、猶又右貸
 付候金子之利分余慶を以小破修復等相加江、何卒
 拾ヶ年相立候上二者積立候子分之金子百兩ニ相成候
 様手段仕度奉存候、左様ニ相成候得者、後々ニ至候而及
 大破候節之助力ニ相成申候、尤右金子貸附之儀者

世話人共立會質地等吟味仕精々無遲滯様貸付
可申候、此段御賢察之上御披露被成下、願之趣
御聞濟被下置候様偏ニ御執成奉願候、以上

寛政十二申年十月

長谷村

高徳院判

目代

右衛門判

御本山
御役者中

前書之通相違無御座候間、右願之趣何卒
御聞濟被成下候様私一同奉願候、依之奥印
仕候、以上

高徳院開基

野嶋新左衛門

新左衛門幼年ニ付代親

同 伊惣治

世話人共立會質地等吟味仕精々無遲滯様貸付
可申候、此段御賢察之上御披露被成下、願之趣
御聞濟被下置候様偏ニ御執成奉願候、以上

寛政十二申年十月

長谷村

高徳院

判

目代

右衛門

判

御本山

御役者中

前書之通相違無御座候間、右願之趣何卒

御聞濟被成下候様私一同奉願候、依之奥印

仕候、以上

高徳院開基

野嶋新左衛門

新左衛門幼年ニ付代親

同 伊惣治

乍恐書付を以奉願候

一拙寺儀前々住接替代修復仕候処、前住往嘗
 住職之内病身ニ而難波仕候故一向修復手入等茂不仕
 破壊ニおよび罷在候処長病ニ而命終仕、其後拙僧住職
 蒙○仰年々少々宛修復手入茂仕候得共、元來大破
 之処貧僧之儀ニ付、自力ニ而者中々修復手入之儀も
 行届兼申候、猶又行々破壊ニおよび候節ニ者猶以自力ニ
 難及奉存候ニ付、開基野嶋新左衛門始世話人共江も段々
 相談仕候処、時節柄度前々与者違世上一統困窮
 仕居候義故、致方も無之種々談合仕候処、開基新左衛門義茂
 當時至而幼年之儀故、新左衛門隠居江相頼候処、新左衛門
 未幼年与申且又前々より茂勝手も廻り兼候間、種々
 勘弁之上相談候ニ者、何卒 御本山様江上ケ置候修復
 金之内、金百兩当申年より中年拾ケ年之内御下ケ被成
 下候得者世話人共ニ而精々貸付○御本山様江者来ル
 四年より年々十月十六日金拾兩宛上納仕、午年迄
 拾ケ年ニ金百兩ニ積、如前來修復料ニ御預申上度、猶又

乍恐書付を以奉願候

一拙寺儀前々住接替代修復仕候処、前住往嘗
 住職之内病身ニ而難波仕候故一向修復手入等茂不仕
 破壊ニおよび罷在候処長病ニ而命終仕、其後拙僧住職
 蒙○仰年々少々宛修復手入茂仕候得共、元來大破
 之処貧僧之儀ニ付、自力ニ而者中々修復手入之儀も
 行届兼申候、猶又行々破壊ニおよび候節ニ者猶以自力ニ
 難及奉存候ニ付、開基野嶋新左衛門始世話人共江も段々
 相談仕候処、時節柄度前々与者違世上一統困窮
 仕居候義故、致方も無之種々談合仕候処、開基新左衛門義茂
 當時至而幼年之儀故、新左衛門隠居江相頼候処、新左衛門
 未幼年与申且又前々より茂勝手も廻り兼候間、種々
 勘弁之上相談候ニ者、何卒 御本山様江上ケ置候修復
 金之内、金百兩当申年より中年拾ケ年之内御下ケ被成
 下候得者世話人共ニ而精々貸付○御本山様江者来ル
 四年より年々十月十六日金拾兩宛上納仕、午年迄
 拾ケ年ニ金百兩ニ積、如前來修復料ニ御預申上度、猶又

右貸付候金子之利分之余慶を以、小破修復等相加へ、
何卒拾ケ年相立候上三者積立候子分之金子百兩ニ
相成候様ニ手段仕度奉存候、左様ニ相成候得者、後々ニ至り候而
及大破候節之助力ニ相成申候、尤右金子貸附之儀者世話人共
立会質地等吟味仕精々無遲滞様貸附可申候、此段御賢察
之上御披露被成下、願之趣御聞濟被下置候様偏ニ
御執成奉願候、以上

寛政十二申年十月

長谷村

高徳院 判

寛政十二申年十月

高徳院 判

目代
森右衛門 判

御本山

御役者中

御本山
清役者中

前書之通相違無御座候間、右願之趣何卒御聞濟
被成下候様私一同奉願候、依之奥印仕候、以上

高徳院開基

野嶋新左衛門

新左衛門幼年二付

代親 伊惣治 判

◇この文書【史料7】とは同文。

御下金手形之事

一金百両也

右者愚院付金 御本山江御預之内
諸堂破損之場所修造之趣意を以、拾ヶ年
御下金御願申上候処、御聞濟之上
今般御下金被成下難有慥ニ奉請取候
然ル上者別書御願申上候通少茂相違
無御座候、為後證一札仍而如件

寛政十二庚申年十一月

高徳院

長谷村

同目代

高徳院開基

野嶋新左衛門

同 伊惣治

御下金手形之事

一金百両也

右者愚院付金 御本山江御預之内

諸堂破損之場所修造之趣意を以、拾ヶ年

賦ニ御下金御願申上候処、御聞濟之上

今般御下金被成下難有慥ニ奉請取候

然ル上者別書御願申上候通少茂相違

無御座候、為後證一札仍而如件

寛政十二庚申年十一月

高徳院

長谷村

同目代

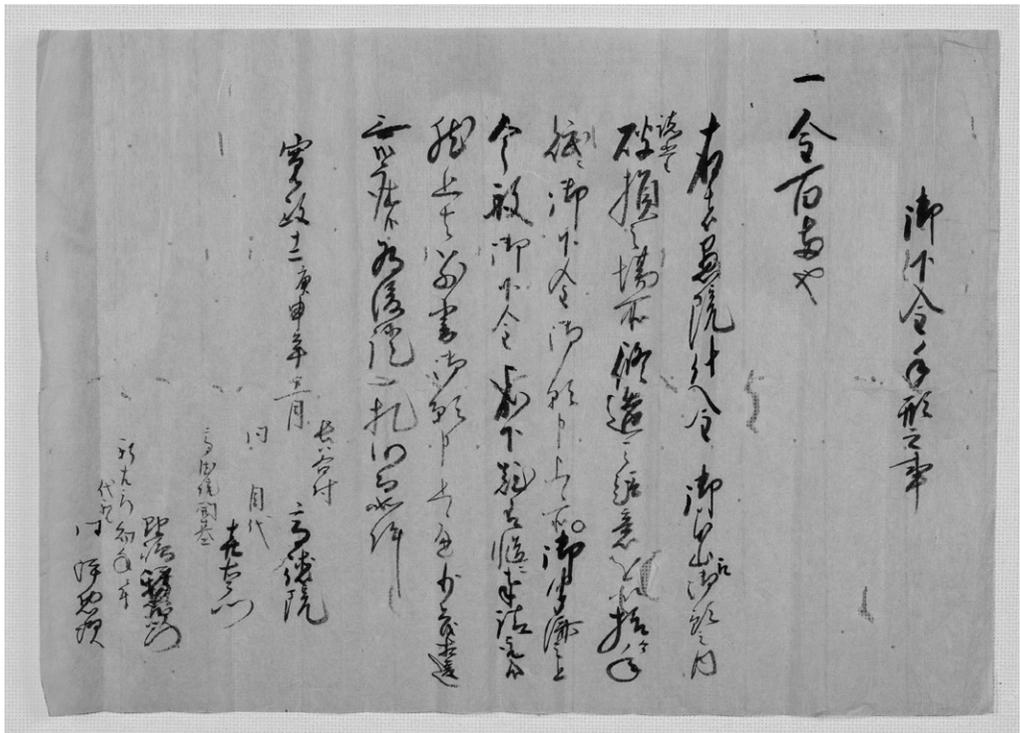
右衛門

高徳院開基

野嶋新左衛門

新左衛門幼年ニ付代親

同 伊惣治



御下金手形之事

一 金百両也

右者愚院什金 御本山江御預之内

諸堂破損之場所修造之趣意を以拾ヶ年

賦ニ御下金御願申上候所○御聞濟之上

今般御下金被成下難有慥ニ奉請取候

然上者別書御願申上候通少茂相違

無御座候、為後證一札仍而如件

長谷村

寛政十二庚申年十一月

高德院

同日代

崑右衛門

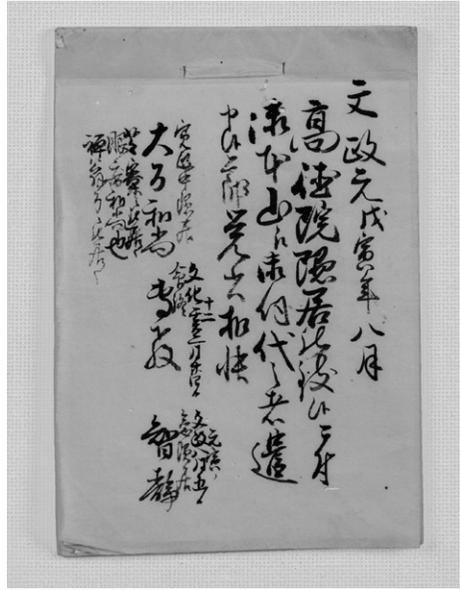
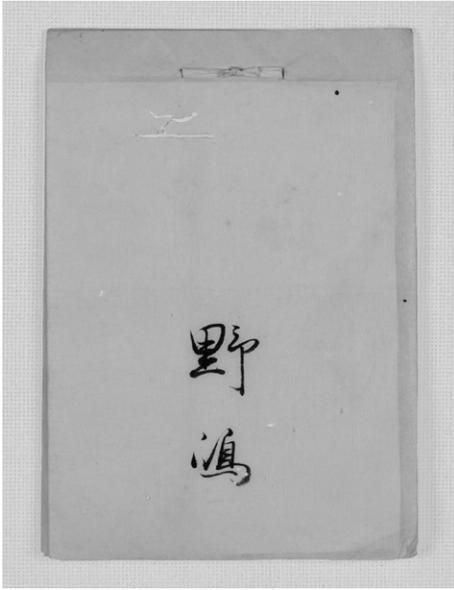
高德院開基

野嶋新左衛門

新左衛門幼年ニ付

代親 同 伊惣治

◇この文書【史料9】と同文。



(表紙)

文政元戊寅年八月

高徳院隠居被致候二付

御本江山御伺代之者遣

申候節覚書扣帳

文化十二亥二月廿四日

寛政中隠居

命終

大了和尚

専教

智静

芝寮二被居候

眼病和尚也

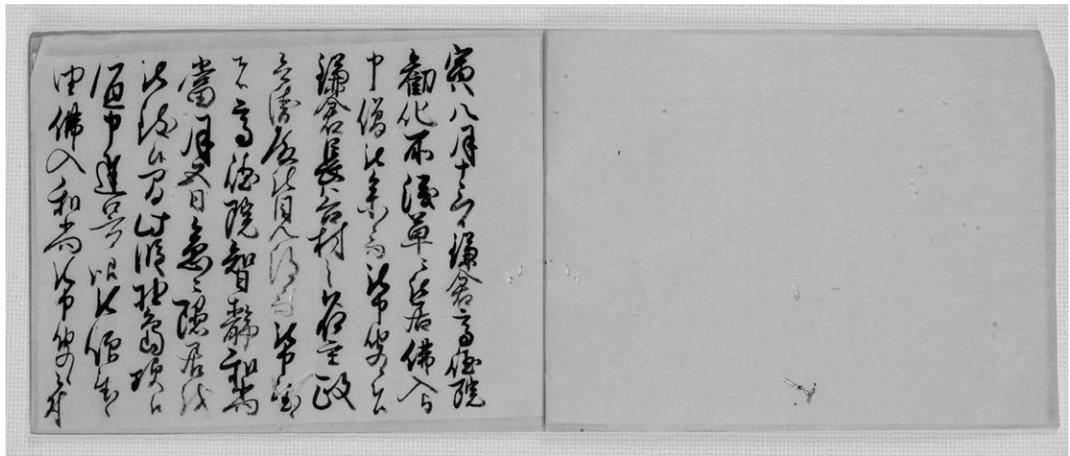
禅翁了二被居候

文政元寅ノ八月五日

急隠居

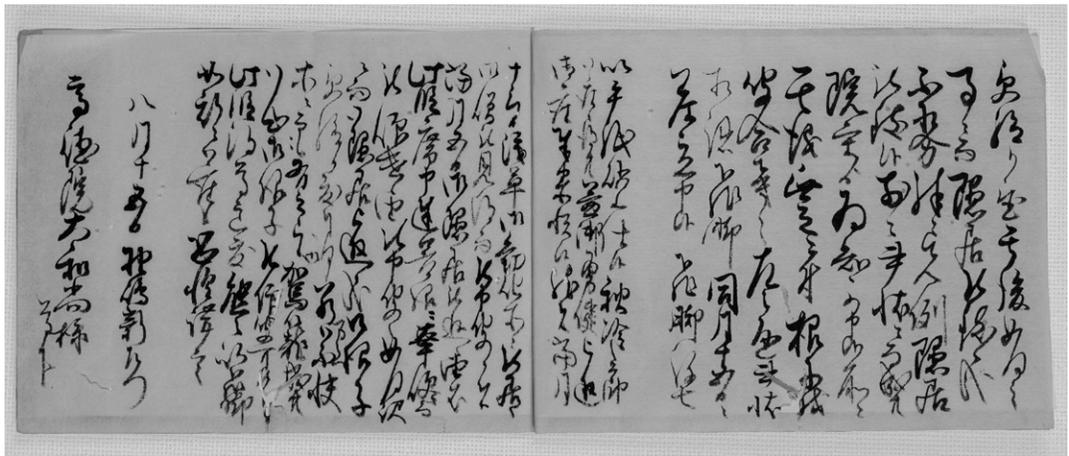
(裏表紙)

野嶋



(二才)

寅八月十三日、鎌倉高德院
 勸化所浅草ニ被居仏入与
 申僧被参候而被申聞候者、
 鎌倉長谷村之名主政
 兵衛殿被見得候而被申置候
 者、高德院智静和尚
 当八月五日急ニ隠居越
 被致候間、此段野島様江
 宜申達呉候様被仰置候
 由、仏入和尚被申聞候ニ付



(二ウ)

受給り置、其後如何之
 事ニ而隱居被致候哉
 不相分、殊ニ先例隱居
 被致候前ニ書状ニ而成共
 院室より為知可申候所ニ
 其儀無之ニ付、様子趣
 聞合旁々左之通書状
 相認飛脚同月十五日ニ
 差立申候、飛脚弥七

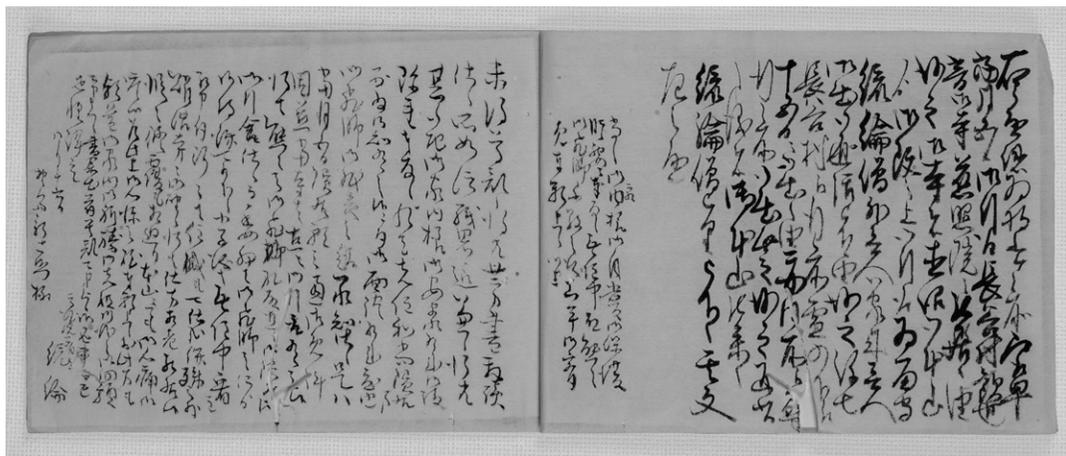
以手紙啓上仕候、秋冷之節
 御座候得共、益御勇健被遊
 御座奉恭悦候、然者当月

(二オ)

十三日浅草御勸化所ニ被居候
 御僧被見得候而被申聞候者、
 当月五日御隱居被遊候由、尤
 此段序申達具候様ニ幸便ニ而
 被仰遣候由被申聞候、如何訊
 ニ而御隱居被遊候哉御様子
 受給り度奉存候、若万々一御不快
 等ニ而も有之候ハ、御駕籠成共
 御出御様子被仰聞可被下候、
 此段得尊意度、態々以飛脚
 如斯ニ御座候、恐惶謹言

八月十五日 野嶋新左衛門

高德院大和尚様 尊下



(二ウ)

右之通認為指上ヶ候所、最早
 当月五日御引取、長谷村觀世
 音御寺慈照院ニ被居候由、
 仍之御寺者直様御本山
 より御改之上御引取、為留守
 統繪僧外老人・御家来老人
 御出御世話被下候由、仍之弥七
 長谷村江行候所、雪の下江
 十五日ニ御出候由、亦同所江尋
 行之所御出無之、仍之返書
 之儀者御本山被參候
 繪僧より被下候、其文
 左之通

尚々御家内様御自愛御保護
 肝要ニ奉存候、無住中故態々
 御飛脚不敬之儀真平御宥
 免奉願上候、以上

(三才)

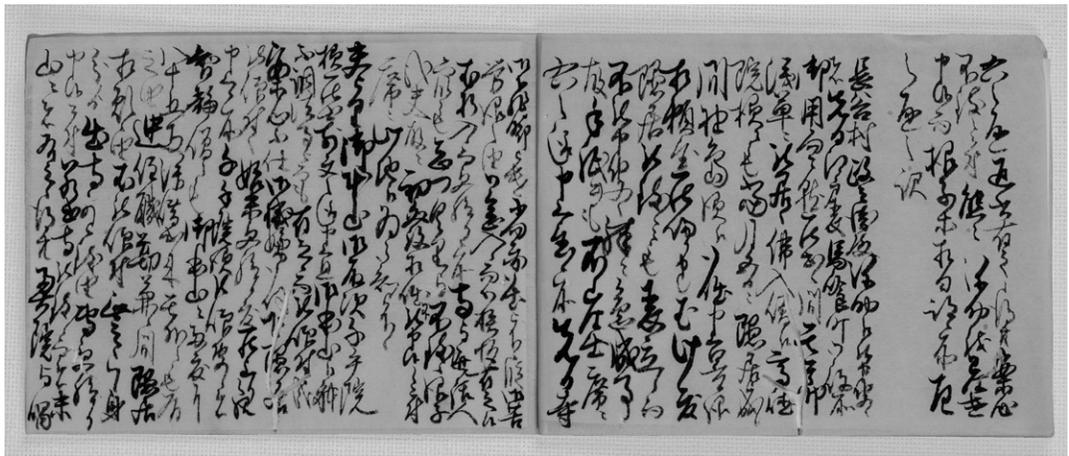
未得尊顔候得共、芳書拝読
 仕候所、如仰残暑退兼候得共
 其御地御家内様御安泰被成御凌
 珍重奉存候、然者先住和尚隱居事、
 早尚御知有之候ニ付、御面談被成度由、
 御飛脚御紙表之趣承知仕候、是ハ
 当月五日隱居願之通御免許、
 因慈当寺者直ニ御引取有之候
 得者、態々之御飛脚札故、直ニ御隱居江
 御引合仕候而、委細者御飛脚之仁より
 御持済可被下候、小子儀者無住中看主
 被申付行々者住職も可仕哉、併殊之外
 難渋傍ニ御座候得者、仕方相老罷居候、
 段々修覆も相迫り本山ニても御心痛御
 座候所、乍此上御心添之程願上候、於此方も
 朝暮御家内御祈祷御先祖御代之以回顧
 可申上候、書余出府貴顔可申上候、御返事而已、
 恐惶謹言

八月十六日

高徳院看守

野島新左衛門 様

統繪



(三ウ)

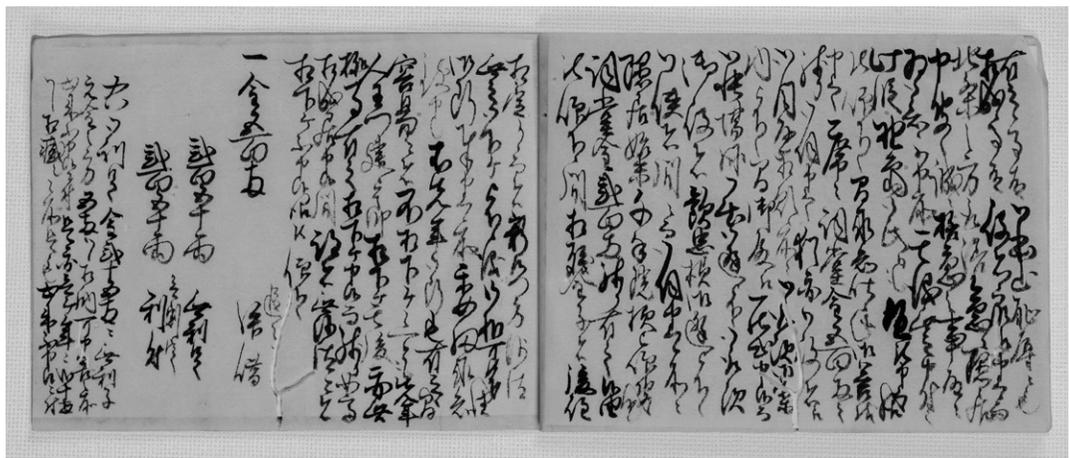
右之通返書有之候得共案心
不致候ニ付、態々弥助越差遣
申候而様子等相尋候所、左
之通之記

長谷村政兵衛殿弥助江被申間候
者、先日江戸表馬喰町御役所
御用向ニ懸罷出候間、其節
浅草ニ被居候仏入僧江高德
院様ニも当月五日ニ隠居被成候
間、野島様江御咄申上呉候様
相頼置罷歸り申候、尤此度
隠居被致候ニも表立候而
不被申間候、殊ニ急成事
故、手紙ヲも不差出、序ニ
右之趣申上置候所、先日寺

(四才)

御飛脚被遣、尚亦御咄被下候段御苦
勞様之由御念入候而御挨拶有之候、
尤折入候而受給り候所、寺与世話人
衆もしつくり与不致候様子
哉、夫故ニ初発相咄不被申候之ニ付
序ニ此地江為御知被下候、

夫より御本山御取次千手院
様罷出、前文之趣申上且御本江山躰
不調法事ニ而も有之候而被仰付候哉、
案心不仕、御機嫌御伺乍隠居
被仰付候始未受給り度罷上り候様
申上候所、千手院様被仰聞候者
智静僧ニも御本山ニ兩度ニ
八十五両拜借出来、其外ニも有
之由迎住職勤兼候間、隠居
相願候由、尤被仰付無之候ハ、身
分より出寺可被致由、專受給り
申候ニ付、若出寺被致候而者末
山ニ者有之候得共、奥院与唱



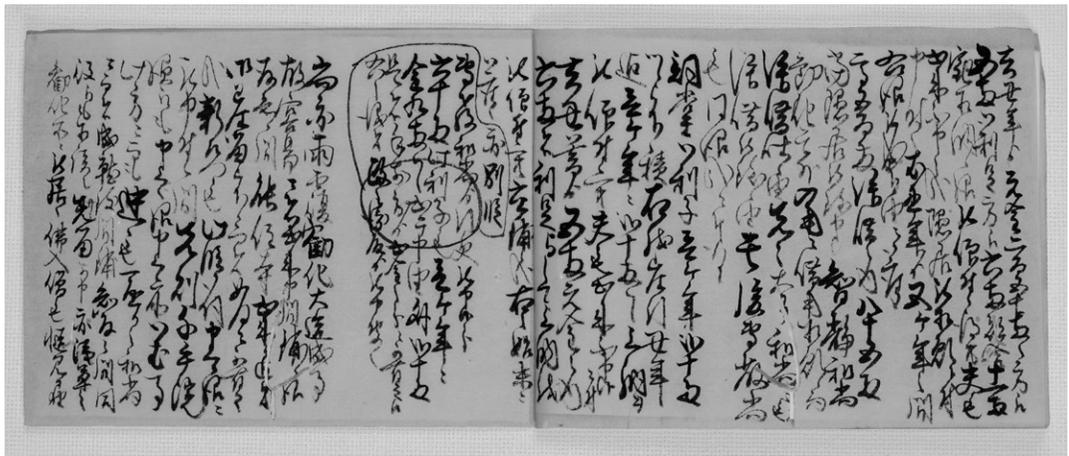
(四ウ)

有之候事故、御本山恥辱ニも
 相成候事故、役者衆江申上候而
 北条之方取繕急ニ隠居
 申聞候、誠ニ格急之事故ニ
 為御知可申所其儀無之申付候、
 此段野島御氏江も宜被申上候様
 被仰下候間、承知仕候趣御答越
 申上候、序ニ祠堂金五百兩之
 残り御伺申上候、猶亦御役者江
 御目通相願候所ニ、御取次御案
 内被下候間、御殿江罷出申候而
 御帳場様御出御逢被下候、
 御役者歛忠様御逢被下候、
 御使者間ニ而御伺申上候所ニ
 隠居始末千手院様被仰聞候□
 祠堂金貳百兩残り有之候由
 被仰下候間、相殘金子者後住

(五才)

相定り候而者、新左衛門方沙汰
 無之御下ケ被下候儀、御扣可被下様
 御断奉申上候所、委細承知
 致申候、尤先年御断も有之候間、
 容易ニ者不相下ケ候へとも、先年
 人王門建之節相下ケ、其後亦無
 扨事有之相下ケ申候而、残り如高
 相成居申候間、跡者無沙汰ニ者
 相下ケ不申候様被 仰下候

一金五百兩 追々 拝借
 貳百五十兩 無利足
 壹百五十兩 壹割足 利付
 右御利足金貳十五兩ニ無利子
 元金之方五兩つ、相納可申筈之所
 出来不申候ニ付、是亦壹ケ年ニ貳十兩
 つ、相減し候所、是も出来不申候ニ付

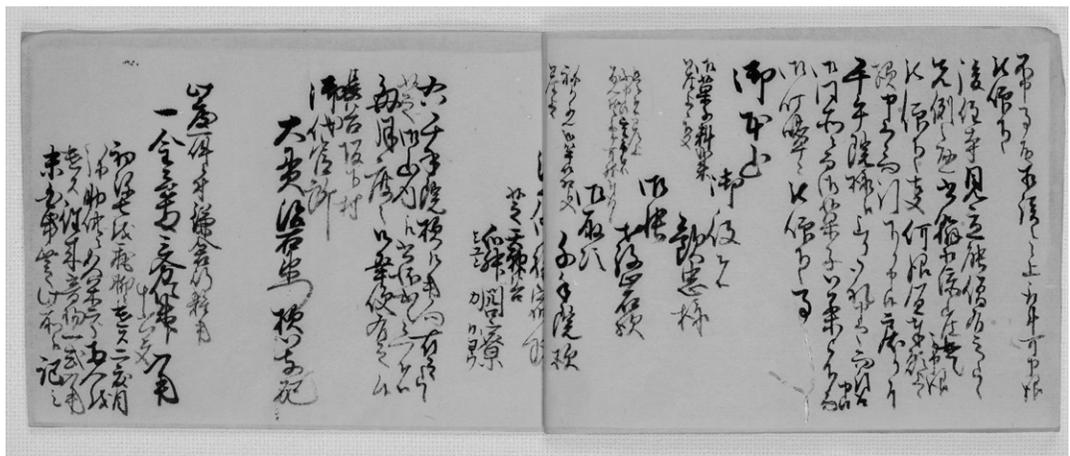


(五ウ)

去丑年より元金二百五十兩之方江
 五兩、御利足方江六兩都合十一兩
 宛相納候様被仰付候得共、夫も
 出来不申候哉、隠居被相願候ニ付
 申付候、尤丑年より五ヶ年之間
 右様被成下候由ニ御座候
 高五百兩拜借之内八十五兩
 当隠居被致申候智靜和尚、
 勸化其外用ニ借用相願候而
 拜借仕候由、先々大了和尚和服カニも
 拜借被致候由、其後專教尚
 も同様哉ニ奉存候、
 祠堂御利子壺ヶ年式十兩
 つ、被下候積、右越差引丑年
 迄壺ヶ年ニ式十兩つ、上納ヲ
 被仰付候へ共、夫も出来不申候ニ付、
 去丑暮より五兩元金之内、
 六兩者利足与して上納越

(六才)

被仰付候へ共六ヶ鋪候哉、右之始末ニ
 御座候、亦別段
 專教和尚より引受被申候分
 六十兩此利子も壺ヶ年ニ
 金九兩つ、出テ申由、外式十兩
 是者年手前方より出金之分ニ可有之候、
 右之儀者政兵衛殿より被申聞候
 尚亦雨覆勸化大造成事
 故、容易ニ者出来不申間鋪候様
 存知候間、能住寺出来候迄者
 御差留被下候而者如何ニ可有之
 哉、新左衛門も此段御伺申上候様ニ
 被申付候間、先刻于手院
 様江も申上候様申上候所、御尤事、
 此方ニ而も通も一通り之和尚
 二者成就致間鋪知存候間、同
 役江も相談し差留可申、亦浅草之
 勸化所ニ被居候仏入僧も慥見届



(六ウ)

不申事故、相談候之上取斗可申様
 被仰下候、
 後住寺見立能僧有之候ハ、
 先例之通書翰相添差遣し可申様
 被仰下候事、何様宜奉願上候
 様申上候而引下り申候、戻り付
 千手院様江上り御礼申上候而引取申候、
 御同所ニ而御菓子・御茶被下候而
 御叮嚀ニ被仰下候事

御本山 御役者 歛忠様

御菓子料式朱

差上候事

是者差上

不申候重而者

兩人様へ上ケ可然奉存候

ねりかん式竿箱江入 御取頭

差上候

千手院様

(七才)

江戸旅宿坊

芝天神谷

舜岡寮

シヨウクワ

右千手院様江用向有之候ハ、

以之御山内江書状杯出し候へ者

毎月度々幸便有之候

長谷・坂下村

御代官所

大貫治右衛門様御支配

此度一件ニ付鎌倉行雜用

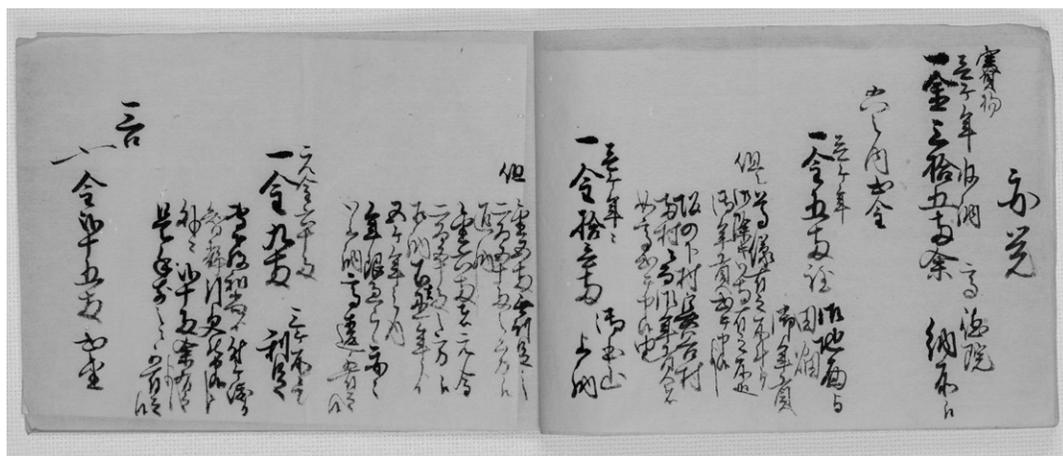
一金壹両三分八朱十六文 入用

初弥七越飛脚二遣ス、二度目

弥助供二久米二郎兩人越

遣ス、往来音物一式入用

未白昏無之、此所江記之



(七ウ)

亦覚

賽物

壹ケ年 収納

一金三拾五兩余

高德院納所江

右之内出金

壹ケ年

一金五兩程

御地面与

田畑御年貢

但し

尊像有之所斗り
御除キ御寺有之所迄
御年貢出テ申候よし
坂の下村・長谷村
両村三而御年貢者
如高出テ申候由也

御本山 上納

壹ケ年二

一金拾壹兩

(八才)

但し

金五兩無利足之
二百五十兩之方江
返納

金六兩者元金

二百五十兩之方江
相納、尤去丑年より
五ケ年之内
年限過候ハ、亦々
御上納高違可有之候

三ケ所ニテ

利足

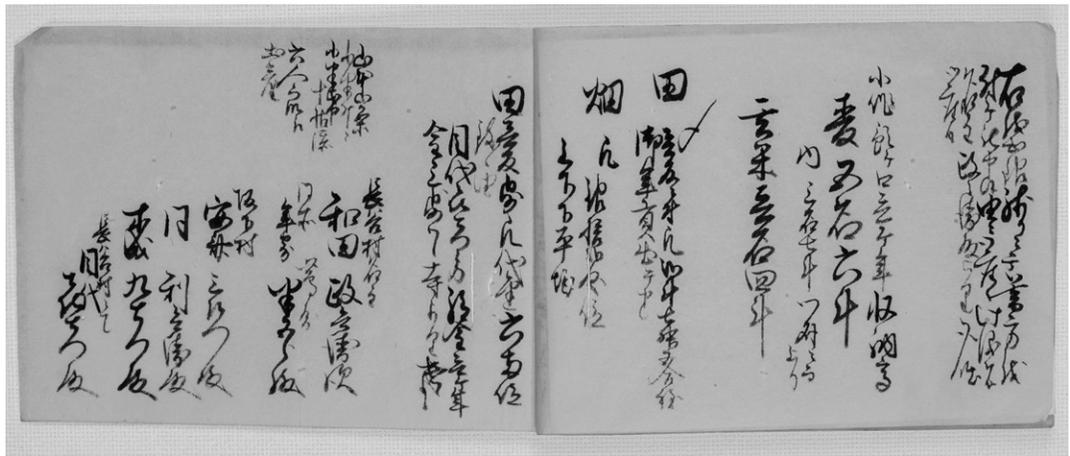
専教和尚より付ケ渡り
智靜引受被申候分
外ニ式十兩余有之よし
是手前之ニ可有之候

元金六十兩

一金九兩

三口

金式十五兩 出金



(八ウ)

右越出銀、残りニテ暮方越
付ケ被申候由ニ御座候、此儀者
名主政兵衛殿より御咄
御座候

小作預ケ口壺ケ年収納高

麦五石六斗

内三石七斗八升二而上り

玄米壺石四斗

田 壺反ニ付凡式斗七升五合程

御年貢出テ申候

畑 凡 銀拾式勿位

上下下平均

(九オ)

田 壺反歩 凡代金六兩位

致候由

目代右衛門方殘金壺ケ年

金三歩つ、寺より遣候よし

山本山茶 長谷村名主和田政兵衛様

小半斤ニ 同所年寄 鶴見半五郎殿

小半紙十帖添 坂下村 安斉三左衛門殿

六人衆江 同 利兵衛

土産 森九右衛門殿

長谷村ニて目代

右衛門殿

*大貫治右衛門は寛政四年から文政六年まで幕府代官（我がすむ里）。

文政六未年十月廿八日光明寺江差出候願書扣
代兵衛
介兵衛

石忍以言付上願書

一 高徳院開基野島新左衛門・當住并二世話人
一同奉願上候、當院義先年より代々天照山御什
金拝借有之、殊無且無録ニ而其上打続及困窮
相続相成兼候程之難決仕候趣、當住度々出府相
歎候ニ付、此度罷越取調仕候処、寺不相応之拝借金
ニ而、於私誠ニ奉驚人、今般不得止事奉願上候
趣意者、先年御預ケ殘金貳百七両也、此利分貳
拾兩貳分式朱余宛、年々御下ケ金被下置候分、拝借
金相濟候迄ハ頂戴不仕差上候間、元金五百式拾四兩
貳朱之内江御引取、元金年濟ニ被成下候様仕度奉願上候、
尤御預ケ金貳百七両者野島新左衛門先祖より高徳院
付金ニ相納候減金殘ニ御座候得者、永久相残り候様
仕度奉願上候、左様無御座候而者開基新左衛門江対し
不行届ニ相成、子孫ニ至候迄蒙朽名候段歎ケ敷

(端裏)

「文政六未年十月廿八日光明寺江差出候願書扣 代兵衛」

乍恐以書付奉願上候

一 高徳院開基野島新左衛門・當住并二世話人

一同奉願上候、當院義先年より代々天照山御什

金拝借有之、殊無且無録ニ而其上打続及困窮

相続相成兼候程之難決仕候趣、當住度々出府相

歎候ニ付、此度罷越取調仕候処、寺不相応之拝借金

ニ而、於私誠ニ奉驚人、今般不得止事奉願上候

趣意者、先年御預ケ殘金貳百七両也、此利分貳

拾兩貳分式朱余宛、年々御下ケ金被下置候分、拝借

金相濟候迄ハ頂戴不仕差上候間、元金五百式拾四兩

貳朱之内江御引取、元金年濟ニ被成下候様仕度奉願上候、

尤御預ケ金貳百七両者野島新左衛門先祖より高徳院

付金ニ相納候減金殘ニ御座候得者、永久相残り候様

仕度奉願上候、左様無御座候而者開基新左衛門江対し

不行届ニ相成、子孫ニ至候迄蒙朽名候段歎ケ敷

下奉存候、勿論先年格別、
 仁惠を以御仕法被成下、取統候ハ、誠ニ以難有
 仕合奉存候間、其後破損修覆等手当少々宛心付候得共、
 前書奉申上候通、莫大之拜借故永統茂無覺束
 趣承知仕、無扨不顧恐此段奉願上候条、猶又格別
 御隣愍を以御聞濟被下置候得者、高德院永
 統相成冥加至極難有仕合奉存候間、右願之通
 被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、以上

高德院

野島新左衛門

代 岳兵衛

文政六未年十月

世話人 和田政兵衛

同 鶴見半五郎

同 森九右衛門

同 安斉三左衛門

同 安斉利兵衛

御本山
御役者中様

奉存候、勿論先年格別之

御仁惠を以御仕法被成下、取統候ハ、誠ニ以難有
 仕合奉存候間、其後破損修覆等手当少々宛心付候得共、
 前書奉申上候通、莫大之拜借故永統茂無覺束
 趣承知仕、無扨不顧恐此段奉願上候条、猶又格別
 御隣愍を以御聞濟被下置候得者、高德院永
 統相成冥加至極難有仕合奉存候間、右願之通
 被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、以上

高德院

野島新左衛門

代 岳兵衛

文政六未年十月

世話人 和田政兵衛

同 鶴見半五郎

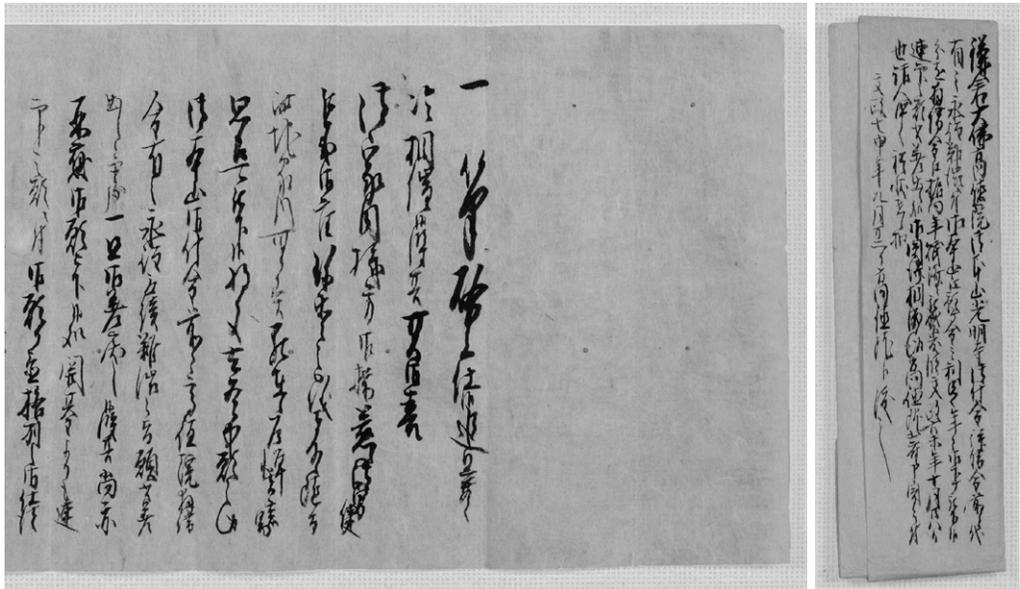
同 森九右衛門

同 安斉三左衛門

同 安斉利兵衛

御本山

御役者中様



(包紙)

鎌倉大仏高德院御本山山光明寺御什金拝借金前々代
 有之、永住難洪ニ付御本山江預ケ金之利足年々御下ケ被下候
 分を拝借金江振向、年賦済ニ被成下度段、文政六未年十月廿八日
 連印之願書差出候処御聞濟相成候趣、高德院出府中間ニ付、
 世話人中へ札状遣候扣

文政七申年九月廿二日 高德院江渡之

一筆啓上仕候、追日寒

冷相催候得共其御表

御家内様方御揃愈勇健

被成御座珍重之御儀奉存候、 隋而

此地家内無異罷在候、乍憚貴意易

思召可被下候、将又去冬中願之趣

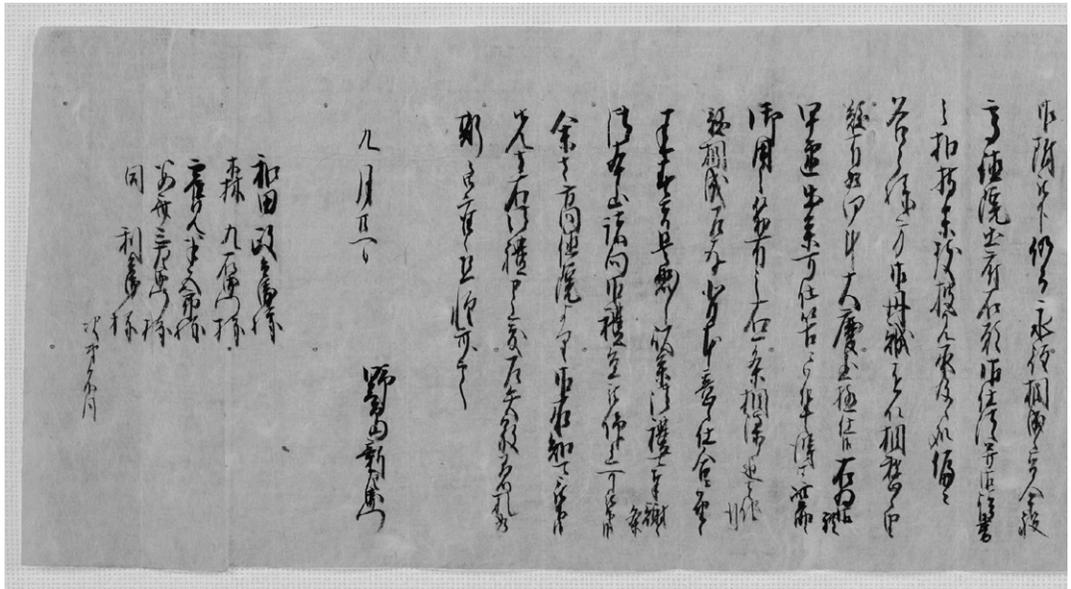
御本山御什金前々高德院拝借

金有之、永住取統難洪之旨願書差

出し候処、一旦御差戻し候得共、尚亦

再応御願被下候処、開基よりも連

印之願ニ付、御預り置格別之御仕法

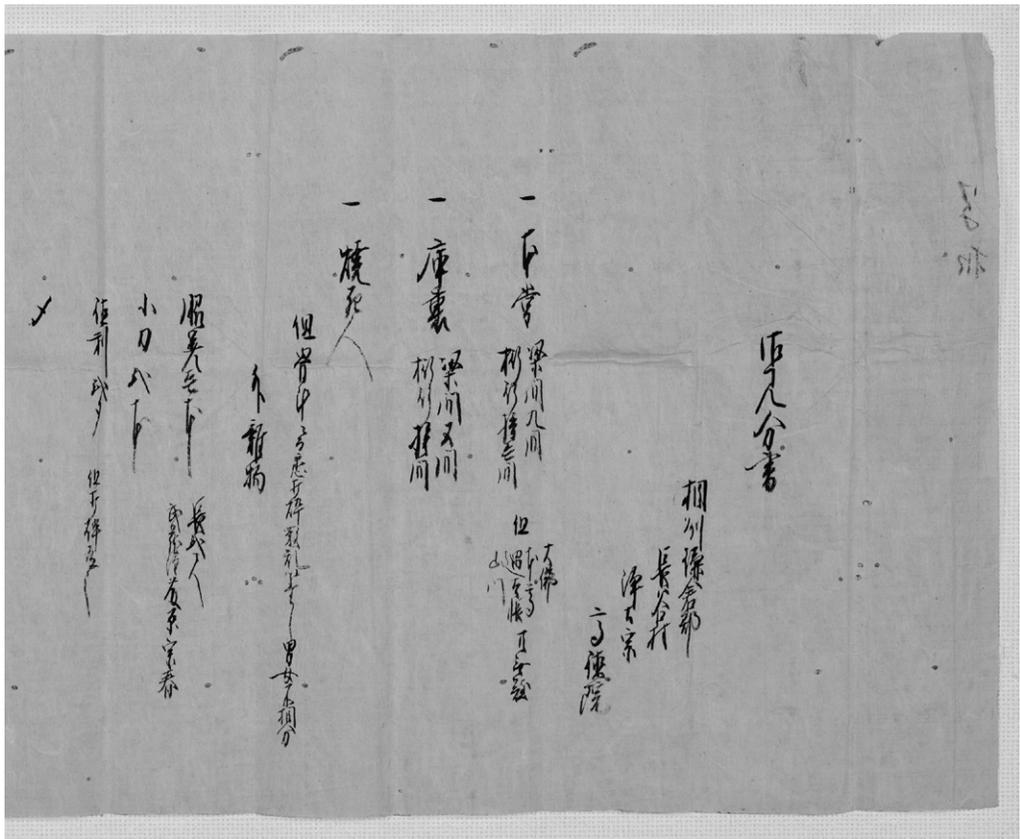


中階下仍之丞侍相御方今般
 高徳院出府、右願御仕法并御請書
 之扣持參致披見承及候処、偏二
 各々様方御丹誠を以相整候由、
 難有如何斗大慶至極仕候、右為御礼
 早速出參可仕筈二御座候得共、此節
 御用之筋有之、右一条相濟候迄者他行
 難相成罷存、背本意候仕合二御座候、
 來春者是非く以參御礼可奉謝候条、
 御本山諸向御礼宜被仰上可被下候、
 余者高徳院より御承知可被下候、
 先者右御礼申上度、乍失敬愚札如
 斯二御座候、恐惶謹言
 九月廿一日
 野島新左衛門

九月廿一日 野島新左衛門

和政政兵衛様
 森九右衛門様
 鶴見半五郎様
 安齊三左衛門様
 同 利兵衛様
 次第不同

御附被下、仍而永住相成候旨、今般
 高徳院出府、右願御仕法并御請書
 之扣持參致披見承及候処、偏二
 各々様方御丹誠を以相整候由、
 難有如何斗大慶至極仕候、右為御礼
 早速出參可仕筈二御座候得共、此節
 御用之筋有之、右一条相濟候迄者他行
 難相成罷存、背本意候仕合二御座候、
 來春者是非く以參御礼可奉謝候条、
 御本山諸向御礼宜被仰上可被下候、
 余者高徳院より御承知可被下候、
 先者右御礼申上度、乍失敬愚札如
 斯二御座候、恐惶謹言
 九月廿一日
 野島新左衛門



(端裏)

「写扣」

御見分書

相州鎌倉郡

長谷村

浄土宗

高徳院

一本堂

梁間 九間
桁行 拾壹間

但 大仏
本尊 過去帳 共 無難
山門

一 庫裏

梁間 五間
桁行 拾間

一 焼死人

但 骨斗二而悉打碎散乱いたし男女不相分

外 雜物

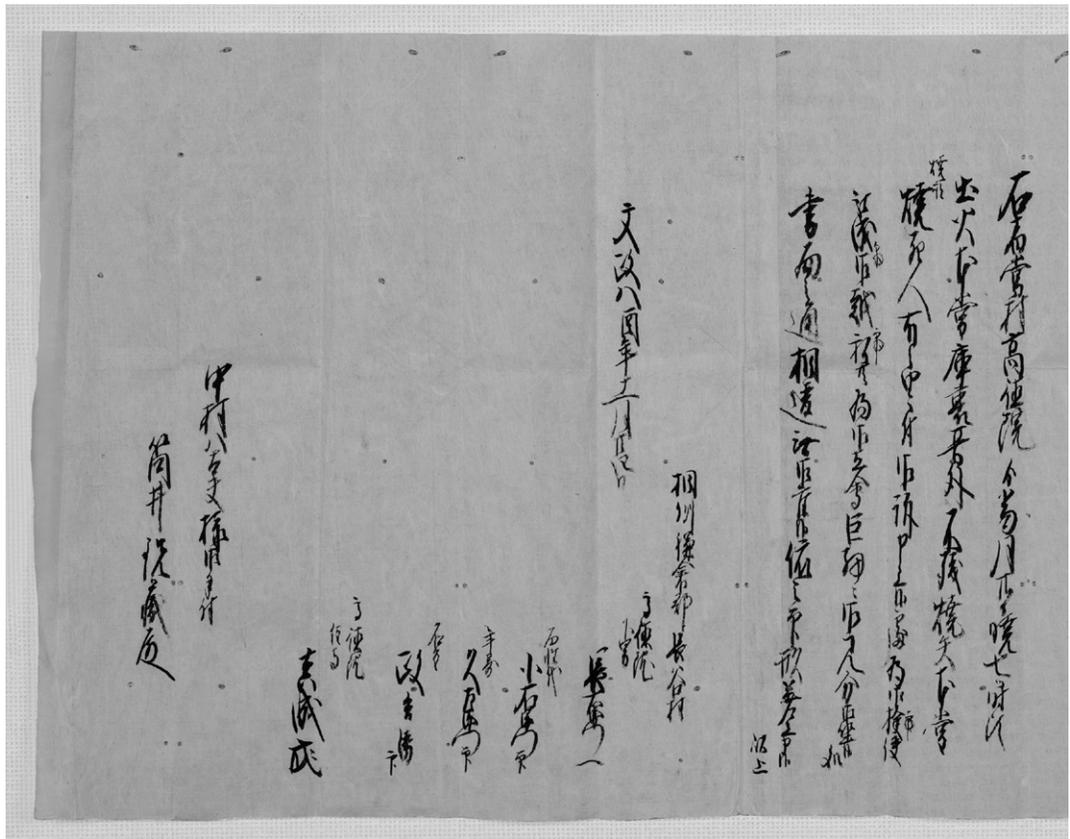
脇差 忓本

長忓尺
武藏住藤原宗春*

小刀 忓本

徳利 忓勺

但打碎有之



右者当村高徳院より当月廿日晝七ツ時頃

出火、本堂・庫裏其外不残焼失、本堂

焼跡焼死人有之由ニ付、御訴申上候処、為御檢使

被成御越、私共為御立会巨細ニ御見分御座候処、

書面之通相違無御座候、依之印形差上申候

以上

相州鎌倉郡長谷村

高徳院

下男 長右衛門 (爪印)

文政八酉年十一月廿四日 百姓代 小右衛門 印

年寄 久左衛門 印

名主 政兵衛 印

高徳院 住寺

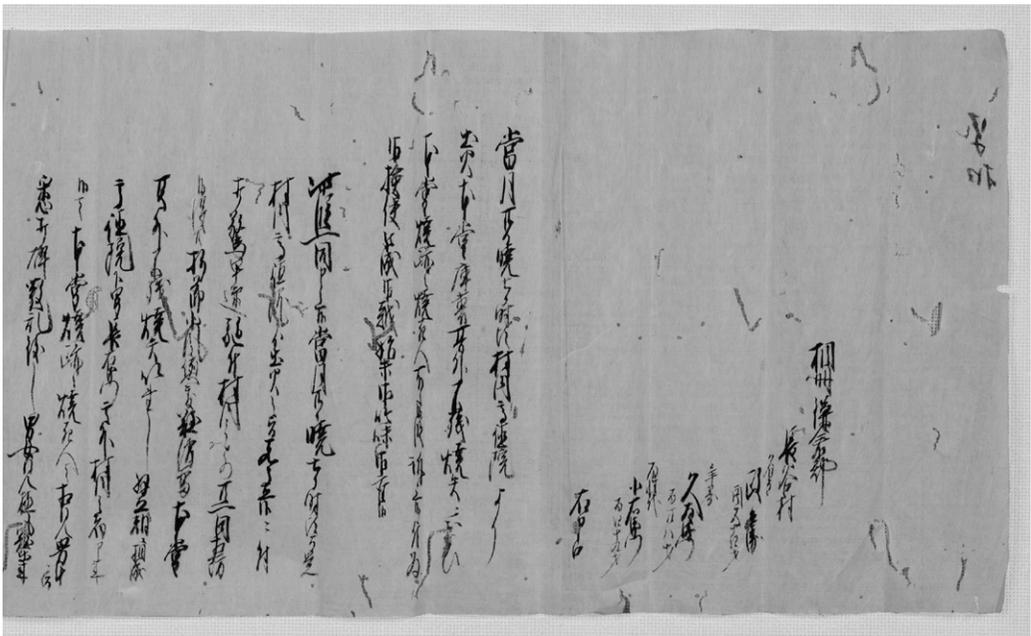
真成 (花押)

中村八太夫様御手付

筒井銑藏殿

*武藏住藤原宗春(石堂)は江戸時代前期の新刀鍛冶。

*中村八太夫は幕府支配代官。文政七年から天保二年在任(「我がすむ里」)。



(端裏)

「写扣」

相州鎌倉郡

長谷村

名主 政兵衛

西五十四才

年寄 久左衛門

西廿八才

百姓代 小右衛門

西四十九才

右申口

当月廿日曉七つ時頃村内高德院より

出火、本堂・庫裏其外不残焼失ニおよひ

本堂焼跡ニ烧死人有之候段訴上候ニ付、為

御檢使被成御越、始末御吟味御座候

此段一同申上候、当月廿日曉七つ時頃与覚

村内高德院より出火之旨声立候ニ付、

打驚早速駆付、村内之もの共一同相防

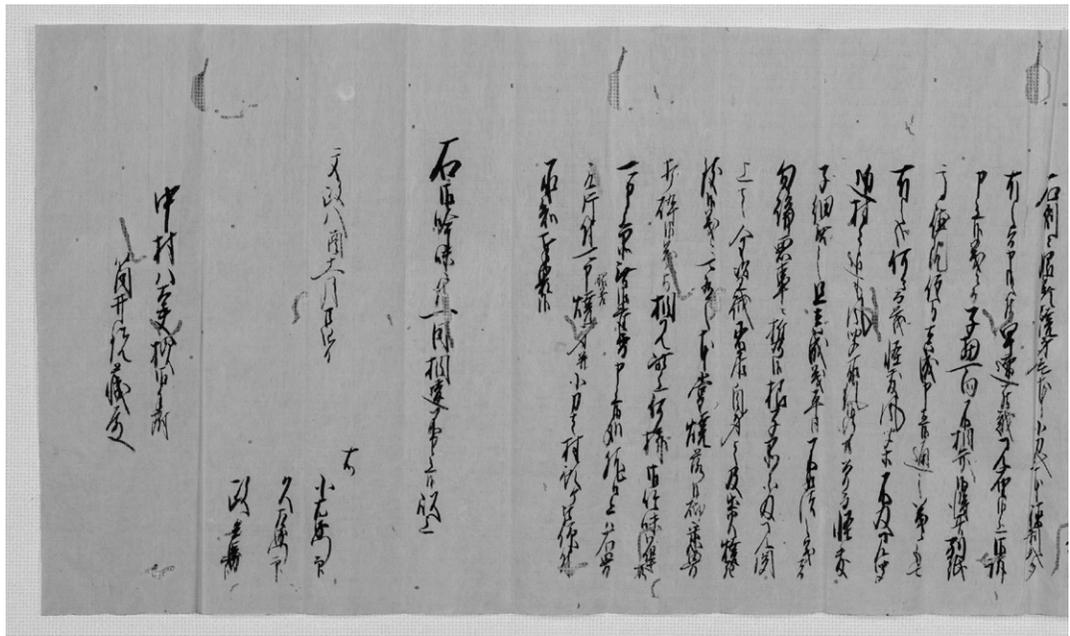
候得共、折節北風烈敷難消留、本堂

其外不残焼失いたし、翌朝ニ相成

高德院下男長右衛門其外村内之者申来

候者、本堂焼跡ニ烧死人与相見骨斗ニ而

悉打碎散乱致し、男女見極も難出来、



右側ニ脇差焼身壹本・小刀貳本・徳利貳勺
有之旨申候ニ付、早速罷越見届申上御訴
申上候義ニ而、子細一向不相弁候得共、別紙
高德院住寺真成申立候通之義ニも可
有之哉、何ニ而茂怪敷風聞等不及見聞、
近村々迄も風聞承札候得共、曾而怪敷
子細無之、且真成義平日不如法之義者
勿論悪事ニ携候様子品不及見聞
上者、全盜賊忍居自身之及出火烧死
致候義ニ可有之、本堂焼落候砌悉骨
打碎候義与相見、此上何様御吟味御座候共
可申上品無御座旨申上候処、然ル上八右骨
取片付可申、脇差焼身并小刀者村預ケ被仰付
承知奉畏候

右御吟味ニ付、一同相違不申上候、以上

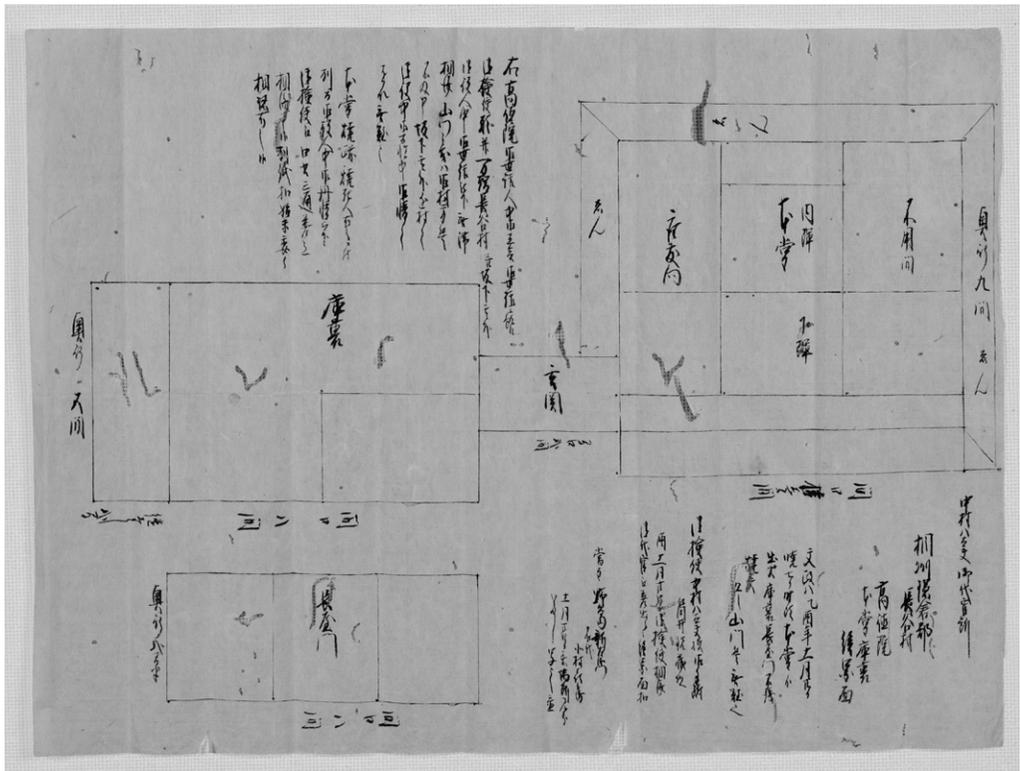
右

小右衛門 印
文政八酉十一月廿四日
久左衛門 印
政兵衛 印

中村八太夫様御手附

筒井銃藏殿

◇この文書に関連する文書〔目録18〕が高德院に現蔵。後掲の解説部に参考まで全文を付した。



中村八太夫御代官所

相州鎌倉群

長谷村

高徳院

本堂庫裏

絵図面

文政八乙酉年十一月廿日

晚七つ時頃本堂より

出火、庫裏・長屋門不残

焼失

但し山門整無難也

御檢使中村八太夫様御手附

筒井銃藏殿

西十一月廿四日御檢使相濟

御代官江差出候之絵図面

当主 野島新左衛門

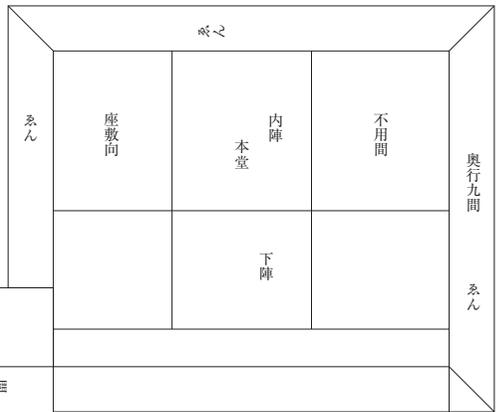
名代 北村兵衛

十一月廿四日着場所見分

いたし写之置

いたし写之置

いたし写之置



右高徳院御世話人中御立者、御世話三預り

御檢使願井方端長谷村并坂下其外

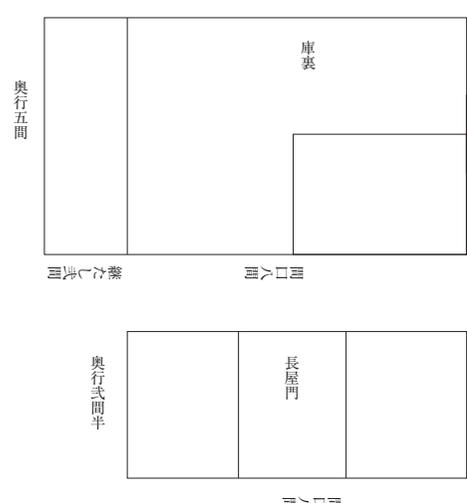
御役人中御世話被下無滞

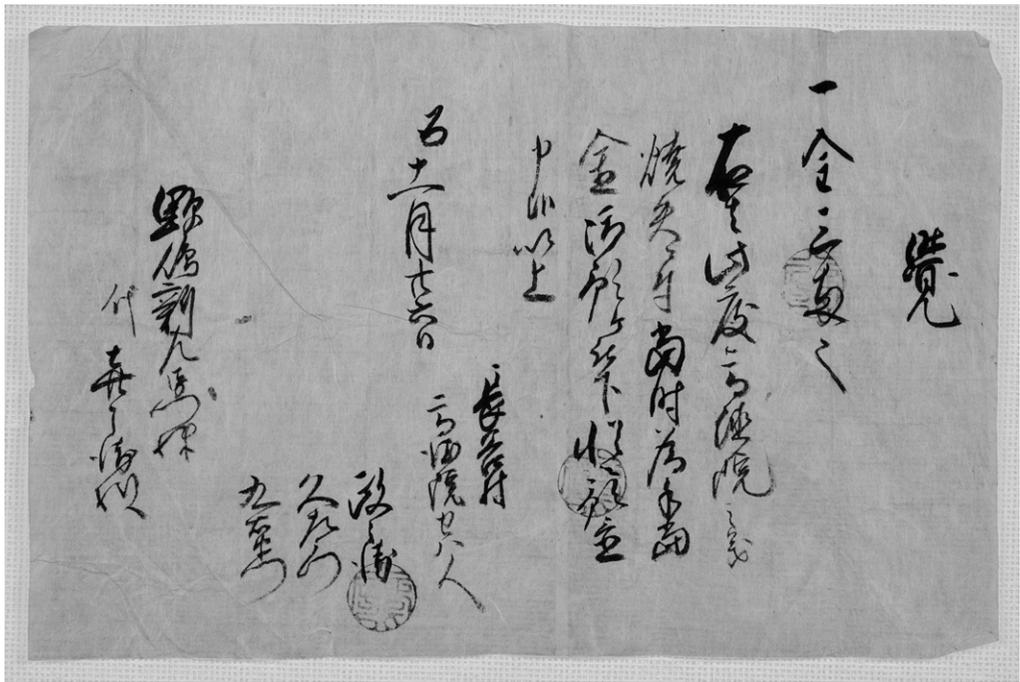
相濟、山門之義ハ御村方盡

不及申、坂下其外近村之

御役中御百姓御情々

を以無難也





覚

一 金三兩也

右者此度高徳院之義

消失ニ付、当時為手当

金御預ケ被下、印 儲ニ預置

申候

(文政七年)
西十一月廿六日

長谷村

高徳院七八人

政兵衛(印)

久左衛門

九右衛門

野嶋新左衛門様

代 兵衛様

長谷村

高徳院七八人

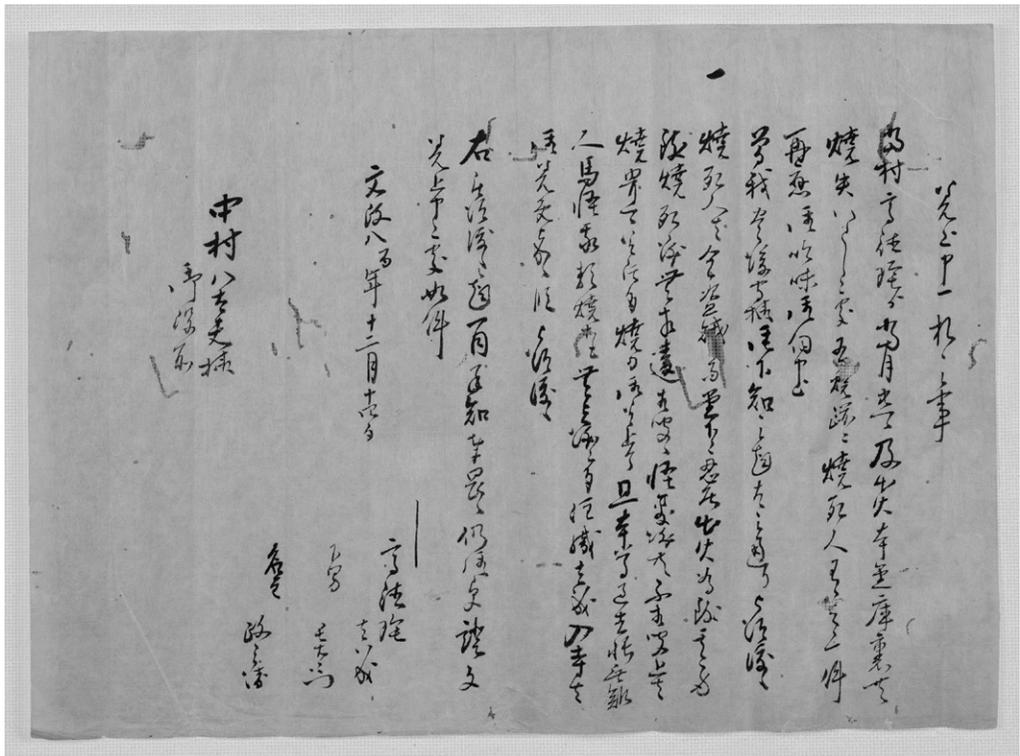
政兵衛(印)

久左衛門

九右衛門

野嶋新左衛門様

代 兵衛様



差上申一札之事

当村高德院より当月廿一日及出火、本堂・庫裏共
 焼失いたし候処、右焼跡ニ焼死人有之一件
 再応御吟味御伺申上

曾我豊後守様御下知之趣、左之通り被仰渡候、
 焼死人者全盜賊^三而堂下ニ忍居出火為致、其身

致焼死候儀無相違相聞候、怪敷儀共不相聞上者
 焼骨可取片付、焼刀御取上ケ且本尊・過去帳無難、

人馬怪我類焼等も無之儀ニ付、住職真成入寺者

御差免被成候段被仰渡候、

右被仰渡候之趣一同承知奉畏候、仍御受證文

差上申候処如件

文政八酉年十二月十四日

高德院 真成

下男 長右衛門

名主 政兵衛

中村八太夫様

御役所

*曾我豊後守助弼は勘定奉行。

高徳院 慶応三年十二月十二日大津村信楽寺様御老人御出にて後住願書御頼にて
差出候写也

一 高徳院義病身ニ付、住職出来兼候ニ付
隠居仕度旨申出候間、其意ニ任何卒隠居
被 仰付可被下候様奉願上候、且又後住之
儀者御役所御法縁之僧卓音和尚拙者
帰依之僧ニ候間、住職被仰付可被下候様
奉願上候、以上

(端裏書)

「高徳院 慶応三年十二月十二日大津村信楽寺様御老人御出にて後住願書御頼にて
差出候写也」

乍恐書付奉願上候

一 高徳院義病身ニ付、住職出来兼候ニ付

隠居仕度旨申出候間、其意ニ任何卒隠居

被 仰付可被下候様奉願上候、且又後住之

儀者御役所御法縁之僧卓音和尚拙者

帰依之僧ニ候間、住職被仰付可被下候様

奉願上候、以上

慶応三卯年

十二月十二日

江戸野島屋鋪

野島新左衛門

印

御本山

御役者中

III 解説

鎌倉大仏殿高德院所蔵の主な近世史料については以下の公刊物によって紹介されている。

A 『鎌倉市史料編第三・四』（昭和四十七年・鎌倉市）に「高德院文書」（四六四号文書）として「正徳二年長谷・坂下両村百姓田畑賣渡證文」一点を翻刻。

B 『鎌倉市史近世史料編二』（昭和六十二年・鎌倉市）に「正徳四年長谷村浄土宗高德院本山勤方定」、「享保十八年 長谷村浄土宗高德院大仏掛修復托鉢願日鑑（「日鑑」と略称）、「享保二十年 長谷村浄土宗高德院大仏修造勸進帳」、「享保年間 長谷村浄土宗高德院公儀等差出書類」の四点を翻刻。

C 『鎌倉大仏縁起』（平成十四年 鎌倉大仏殿高德院）に「享保二十年鎌倉大仏縁起上巻・下巻」（「縁起」略称）、「文化四年 大仏高德院略記」（「略起」と略称）の二点を翻刻。

D 『鎌倉市文化財総合目録 古文書・典籍・民俗篇』（昭和六十年・鎌倉市）に「高德院」所蔵として近世から近代資料四十件を目録紹介。

E 『鎌倉大仏史研究 創刊号』（平成八年・鎌倉大仏史研究会）に「高德院所蔵文書目録」（「目録」と略称）として近世から近代資料の所蔵二五三件を目録紹介。

これらのうち所蔵史料の翻刻はABCに所収の近世史料七点に止まり、未刊の史料が残されている現状にある。

なお、DとEは調査時点が異なるので相互で重複や不明資料が見られる。



「縁起」（上・下巻）は檀越の野嶋泰祐（高德院）の所望によって住持養国が享保二十年（一七三五）に撰述し成ったもの。上巻は、大仏造営とその歴史的な経過を諸文献を引用にしつつ傳承なども加え概ね中世段階までを叙述、下巻は近世の事績や靈驗譚などを交え記述されている。「縁起」は、縁起書とは言え鎌倉大仏の歴史を通史的に記した唯一のものであり、とくに近世について見れば、祐天上人の正徳期の大仏復興から享保期の復興までを弥陀信仰の善縁を説きつつ記してあるので、この間の推移や鎌倉大仏信仰の諸相を窺うことのできる貴重な資料といえる。加えれば「日鑑」は養国上人時代（享保から寛保期）の復興記録であり、この間の大仏および高德院の動向を知り得る基本資料となっている。また、「略記」は、「縁起」を概述しつつ、初代養国、第二代然、第三代良然、第四代大了、第五代専教（文化四年住持）頃までの動向のあらましを記したもので、「縁起」及び「日鑑」を補う資料といえる。

なお高德院住職は所蔵「当山歴代」には、中興開山として祐天大僧正を、第二世を養国としているので、「略記」と世代の数え方に相違があるが、新史料の理解の上から高德院略世代を後掲に示しておく。

今回新出の高德院文書は、享保十九年（一七三四）から慶応三年（一八六七）まで十九点の史料である。とくに、寛政・文政期の史料が中心であるので、「略記」を補完する資料となることはいうまでもない。なお、これら新出の史料は実際に宛所へ出された文書の控書や案文・写のものが大半である。これら史料は実際に機能したのかどうかよく分からないものも含まれるが、当時の高德院の置かれた状況を勘案すれば、過半は正文の控

書や写と判断して差支えなからうと思われ、史料の価値を低しめるものではないことを付言しておきたい。

以下に新出史料について若干の解説を付すとともに、関係する所蔵近世史料の未刊のものを併せて紹介し参考にして供しておきたい。

〈高德院略歴代〉

祐天——養国 享保十八年住職——然的 宝暦四年住職——
(顯誉) (薫誉) 宝暦四年隱居・田戸聖徳寺住 (彰誉) 天明六年隱居
宝暦十一年示寂

〔接誉〕

良(了)然 然的の弟子——大了 寛政七年住職
(往誉) 天明六年住職 (載誉) 文化四年依願隱居
寛政七年示寂 寛政中隱居トモ

——專教

文化四年住職——〔智靜〕文政元年急隱居——真成——
(等誉) 文化十二年示寂 (思誉) 文政四年住職

卓音

慶応三年住職カ

——(以下略)

注「」は推定



【史料1】

そもそも近世における大仏の修復・復興は元禄十六年(一七〇三)十一月の大地震被害がきっかけとなり開始された。祐天上人が修復を発願し、有信の弟子である野嶋新左衛門がこれに経済的な支援をして進んだが、同

時に新左衛門は「常念仏」の建立を志願した。これらの功績により新左衛門は祐天上人から泰祐の法名を授かり高德院を号し、ここに大仏の管理主体者(別当)が高徳院となったわけである。初代住持は泰祐の推挙で養国が就き享保から寛保期の大仏鑄掛修復に繋がっていった。

この史料は作成の年月を書いていないが、Aで紹介済の正徳二年(一七一一)八月の文書(正文)とほぼ同文。鎌倉大仏の檀越野嶋新左衛門が念仏堂建立のため大仏周辺の土地買収に際し作成された正文の写。近世の大仏復興・修復の出発点となった史料のひとつである。



【史料2】は享保十九年養国代の大仏鑄掛修復に際し御当地(江戸市中)托鉢御免出願の写。文書は中欠であるが、Bに全文が収録。



【史料3】は差出人、宛先も無く案文・下書であろう。文意からして正徳期の大仏復興の開基である野嶋泰祐の後裔が寛政七年(一七九五)に高德院の本山光明寺に宛てた願書。

野嶋新左衛門(法名泰祐)は正徳二年大仏の尊前に常念仏の興隆を発願、この維持管理のため寄進した「念仏料」七百両があったとある。ただこの念仏料は顯誉(祐天・増上寺三十六世)・詮察大僧正(光明寺五十四世・増上寺三十七世)らの寄付金をも加えた構成になっていて、これにより開白されたのが大仏の常念仏であった。しかし常念仏の維持のため、念仏料の管理・運営は本山である光明寺に託されていたと、この史料から確認できる。

つまりこれら資金を元金として貸付運用しその利子をもって大仏の維持

費などに充当する目論見、すなわち、近世の寺社経営で多用された所謂「祠堂金」（本山光明寺什金）の一部に組み入れられたのが大仏高德院の「常念仏料」であった。

ところで、復興を進めるにあたって高德院は正徳二年に長谷村にある長谷寺の支配を離れ浄土宗本山である檀林の光明寺末寺となった。正徳四年「長谷村浄土宗高德院本山勤方定」（B所収）によれば、高德院は「古末之半役」あるいは「捨世寺」という格式が規定され、また享保七年（一七二二）の「本山光明寺奥之院 大異山高徳院常念仏分限帳」（E所収目録11）によれば「奥之院」に位置づけられた。これらは本山光明寺から高德院に付与された格式である。

これら格式の諸規定についてここで詳細を触れないが、高德院が光明寺の末寺に組み込まれたことによって、高德院の常念仏維持のための資金も本山である光明寺の管理下になっていたことが、この願書作成の背景にあったと推察できる。

寛政期の頃に高德院は無住の時もあったようで、こうしたことから常念仏料の不足を生じ、また本山からの借財も嵩んでいた。そもそも泰祐が常念仏を開基した時点では、「高德院寺付」すなわち高德院の運営にかかわる本山宛の諸願に対し、泰祐の奥印を要するとした祐天の仰付があった。しかし、近年ではこれが乱れている。とくに高德院借財の増加は、本山管理下にある常念仏料から野嶋氏の関知しないところで借財を重ね、高德院の維持などに充てられていたからである。

こうした状況を知った泰祐の後裔（野嶋新左衛門）は、高德院住持の一存で本山管轄下にある常念仏料から拝借するような出願に対し、自身の奥

印ない限り応じないよう本山役所へ依頼した。これが高德院をとりまくこの頃の状況であった。

なお、享保七年「本山光明寺奥之院 大異山高徳院常念仏分限帳」から、大仏常念仏の運用規定や「奥之院」のありかたの一端を窺えるため参考までに示しておこう。

【参考】

（表紙）

（別筆）「明治十四年五月東京野島氏ヨリ受取」

本山光明寺奥之院

大異山高徳院

常念仏分限帳

天照山五十七世学誉代（印）〈阿鑑〉

（表紙裏）

（別筆）「（高野寺六十世）称誉真察大上人御代大異ノ々字奇怪ニ存ルノ間、現住養国依願而於

記主影所三クジ及三度、当獅子吼山ト云フニ也、此時ニ師子吼山ト相改ム也、元文二年丁巳春且月」

（一才）

鎌倉郡高德院之事

鎌倉郡深沢郷大異山浄泉寺高德院儀、遠者曆仁元年三月廿三日之頃、

僧常光法師尊卑・緇素勸進管作企事、東鑑並鎌倉大日記等記之、近者

一字建立之儀増上寺三十六世（祐天）顕誉大僧正住職時分、高德院泰祐江府住

人俗名野嶋新左衛門

(一ウ)

悉相改、本堂諸屋舎建立、則祐天大僧正念仏開白、(光明寺)本山五十四世松譽上人相統之念仏也、相次而演(光明寺五十六世)譽上人丹誠之事、候間、然上者一字之修復、尤念仏相統之儀者為自證化他候間、可期龍花下生之暁天勿論長時之行、
ニ有之間、不可有怠慢事、委悉之下知如左

(二才)

定

- 一 火之要心專一之事
- 一 雖為住持結衆不足之節者自分ニ可相勤事
- 一 晝夜六時之恭敬不可有退轉事
- 一 結衆之仲間如法相勤之可為律儀叮嚀事

(二ウ)

- 一 仏前等掃除・香花・燈明可入念事
- 寄附金之覺
 - 一 新金貳百五拾兩 顯誉大僧正
 - 一 同貳拾貳兩貳分 松誉上人
 - 一 同貳拾五兩 松誉上人没後
 - 一 同貳兩貳分 学誉上人
 - 一 同貳百五拾兩 松平伊賀守殿室
光寿院殿

(三才)

常念仏料分限之覺

一 總四貫八百文

寮坊主

為小遣毎月四百文宛

一 同三貫文 同人

為夏冬仕着七月壹貫文 極月貳貫文

一 同貳貫文 同人

為夏冬衣代相兼可渡

一 同拾四貫四百文 結衆六人

為小遣毎月壹人ニ付貳百銅宛

(三ウ)

一 同拾貫八百文 同六人

為夏冬仕着壹人ニ付七月錢六百元 極月壹貫貳百文宛

一 同拾貫文 同六人

為夏冬衣代夏四貫文 冬六貫文

一 新金拾貳兩 飯料

一 同貳兩 油料

一 同貳分 蠟燭代

(四才)

一 同壹兩 香花茶代

一 同貳兩 炭薪代

一 同貳分 撞木代

一 總貳貫八百銅 本山(兩役者)兩院

但每歲兩度利足取立之節可謝礼

役者へ錢貳百文宛兩院へ五百文宛也

(四ウ)

新金拾八兩

都合

總四拾七貫八百銅

右雜用金を以念仏可有相統、利足取立之内毎歲新金拾五兩引取修復料

ニ相定、兩役者・兩院請取之可置、若借出儀有之者演譽上人御定之通

檀方
立合田畑相改為入質物

(五オ)

可借出者也

合 新金五百四拾五兩 本金也

内 新金百五拾兩 修復料

新金三百九拾五兩 常念仏料

(五ウ)

享保七壬寅年六月八日 本山塔頭

千手院 (印)

蓮乘院 (印)

役者

岡阿 (印)

学单 (印)

本山光明寺五十七世 (印)

(裏表紙)

学誉岡鑑 (花押)

(印) 先阿一呼

右之趣堅相守後代不可有違変者也

(各丁袋綴目に割印あり)

◇

【史料4】【史料5】【史料6】は高徳院の後住に関し寛政七年(一七五九) 本山光明寺役者中に宛てた一連願書の案文・写。

高徳院良然(了然)(第三代「略記」)は病状悪しく、高徳院開基の後裔野嶋新左衛門に附弟の衍忠和尚を後住にと依頼した。衍忠は関東檀林のひとつで光明寺の学頭職に就いている僧。だが、在役中に火災により諸記録を焼失してしまう不慮の事故に遭った。このため焼失記録類を「定式相立諸般相調」まで学頭職退役を出願しないというので、その許可が下りるまでの間は、学頭職と高徳院兼帯の留守居にしたいと、新左衛門から本山役者中へ宛てた願書内容である。

高徳院住職は開基泰祐の意向からその推挙で任じられる慣行にあった。先の文化四年(一八〇七)「略記」に「縁山寺之定式」を引いて次のような規定があった。

(略) : 高徳院者正徳年中より開基檀那相定り、住職・隠者共開基之願ニ任せ候者勿論ニ候、乍然、強而内寺之定式ニ者不相拘候、尤当山末ハ移転不相成先例ニ候得共、高徳院者当山奥院故諸余末山之例ニ者不差構、移転・隠者・他山僧共、解行相應世寿四十歳内外之人江住職被仰付候儀、当山之別格思召次第二候事

高徳院住職は開基檀那の意に沿った人物をもって宛てることを尊重していたが、これは「当山(光明寺)奥之院」故の特例にあったようである。

また、解行を終えた四十歳内外の仁が住持に相応しいともある。さらに「附弟成三ヶ年之間者、御定目ニ而難被 仰付」と【史料6】に見えるので、浄土宗門での住職任命には詳細な任用基準が用意されていたようだが、この度の一件では、野嶋氏側は衍忠和尚の兼帯・留守居を強く推挙し、もしこの仁の他に本山が後住を選任するならば、相応の金子を持参し、御本山の借財上納とともに質入の田畑を取り戻せるような人物を任じるよう強く要求している。ここに高德院と開基檀那の強い絆が窺えるところにも本山光明寺における高德院のあり方をよく示している。なお、良然（第四代）の後住を期待された衍忠和尚は、高德院「当山歴代」に見えず、第五世（略記）として大了の名が見えるので、住持として入院がなかったものか。

なおまた寛政七年より少し前に光明寺で火災のあったことが知られる。檀林光明寺の学寮は、元和・寛永期頃に八〇字（『檀林鎌倉光明寺志』）、寛政頃一〇字（同上）、嘉永三年三字（学頭寮・諦周寮・心全寮）（『嘉永三年光明寺境内図』）と次第に減じるが、寛政二年の「所化寮再興勘定帳」（光明寺蔵）があるので火災はこの頃のことであろうか。

◇

【史料7】【史料8】【史料9】【史料10】は前出【史料4】【史料5】【史料6】に関係した寛政十二年十月・十一月の文書。いずれも写や下書きの文書であるが、差出人は高德院開基野嶋新左衛門・代親野嶋伊惣治、高德院日代右衛門とあるのみで住持名は無い。

寛政七年二月十日に良然（第三代「略記」）が示寂した。「略記」には「良然」の後住第四代として「大了」が見え、「寛政七卯年住職、文化四年卯年依願隠居」とあるので、【史料7】【史料8】【史料9】【史料10】はこの

「大了」代の史料ということになるか。

前々住、前任の代から高德院の諸堂修復が難渋し、当住（大了）にいたっても修復手当行き届かず、今後も自力では出来ないと思えるので、本山へ預け置いてある「修復金」の内百両を十ヶ年御下げおかれたいとの出願である。御下金は世話人共が他者へ貸付け、利息を年々十両として十ヶ年間貸し付ければ百両になるので、この利息金百両を本山へ上納する目論見にあることを条件にした出願であった。この願は【史料9】【史料10】の手形写文書がある通り百両の御下金があった。御下金は「修復料」名目として本山へ預け置いたものだが、おそらく「常念仏料」の内からの出金であろう。いずれにせよこの時期の高德院は堂舎の維持に腐心していた様子が伝わる。

なお【史料7】【史料8】に「前々住接替代」「前任住替代（良然）」とあるが、「接替」については「略記」「当山歴代」ともにその名が見えない。

◇

【史料11】は高德院住持の急隠居を巡っての覚書。筆者は「野嶋」。文政元年（一八一八）八月、高德院智静和尚が急に隠居してしまった。先例だと隠居にあたって野嶋氏に事前に知らされるのであるが今回はそれが全くない。そこで野嶋新左衛門は、この経過を知らんがため飛脚の者を本山へ遣わして尋ねさせ、本山取次である千手院に面談して、智静の急なる隠居に至る不始末の経過を知ることとなった。智静は御本山に両度の放漫な借財などを重ねたことや世話人らとの「しつくりと不致」こともあって出寺の様子故、また本山では高德院が本山「奥之院」である立場にあり、本山の恥辱にもなることから、急遽隠居の処置をしたとの訳を知った。

この時に併せて「祠堂金」（常念仏料）の残金に話が及び、智静の借財などで目減りしている残金の今後の取扱方針が示され、且つ高德院住持の借財にあたっては野嶋氏の同意なしには拝借させないことも再確認された。高德院の拝借金の嵩んだのは「勸化入用」などの他に「人（仁）王門」建立の際に拝借したこともあったと見える。仁王門は明和五年（一七六八）の再建とされる（『鎌倉大仏殿高德院木像修理報告書』（平成二十七年・鎌倉大仏殿高德院））ので、こうした事業などはじめ、前住らの借財と返済が後々まで影響している状況を記している。

また、「大仏高德院勸化所」がこの頃浅草にあつて僧侶の常駐する様子もうかがえ、大仏・高德院の修補・維持に江戸での勸化が継続していたことが分かる。なお、智静和尚については歴住にその名は見えない。

◇

【史料12】 【史料13】 は本山什金を拝借しその返済に係わる文政六年（一八二二）・同七年の史料。

【史料12】 は先祖野嶋新左衛門が本山に預け置いた高德院の什金（常念仏料）が次第に目減りし、その残余金を如何に運用していくかの仕法を認めた文政六年の願書写。これによれば、預け金残金の運用利息分を高德院のために御下金として頂戴するのではなく、利分を従前本山から拝借している分に引き充てて完済したいという仕法である。こうした仕法で高德院が永住相統できるようにとの願趣である。差出人は野島新左衛門代甚兵衛と高德院世話人と田政右衛門他の連名で高德院住持の名は無く、宛先は本山役者中。

【史料13】 この出願に対し本山は一旦願下としたが、ようやくに叶いそ

の労をとった世話人たちへ野嶋新左衛門からの礼状。

なお、この時の借財と返済仕法に関して高德院所蔵文書「高德院借財御仕法願書并御規約」（文政六年～七年の記録）があり、経過などが詳細に記されているので左に紹介しておきたい。

【参考】

（表紙）

（別筆）「明治十四年五月東京野島ヨリ受取」

高德院借財仕法願書并御規約

（一才）

一 天照山御拝借金御仕法願書控

乍恐以書附奉願上候

一 高德院開基野嶋新左衛門・当住并世話人一同奉願上候、当院義先年より代々天照山御什金拝借有之、殊ニ無檀無録ニ而其上内統

（一ウ）

及困窮相統相成兼ル程之難洪仕候趣、当住度々出府相歎候ニ付、此度罷越取調仕候処、寺不相応之拝借金ニ而誠ニ奉驚入、今般不得止事奉願上候趣者先年御預ケ残金貳百七両也、此利分貳拾両貳分式朱余つ、

（二才）

年々御下ケ被下置候分、拝借金相済候迄頂戴不仕差上候間、元金五

百貳拾四兩貳朱之内江御引取、元金年濟ニ被成下候様奉願上候、尤御預金貳百七兩者野嶋新左衛門先住より高德院什金ニ相納候減金殘ニ御座候得者、

(二ウ)

永久相殘候様仕度奉願上候、左様無御座候而八開基新左衛門江対し不行届相成子孫ニ至迄蒙朽名候段歎敷奉存候、勿論先年格別之御仁惠を以御仕法被成下取続候段、誠以難有仕合奉存候間、其後破損修復等手当

(三才)

少々宛心付候得共、前書奉申上候通莫大之拝借ニ而相統茂無覺束趣承知仕、無抛不顧恐此段奉願上候条、猶又格別之御憐愍を以御聞濟被下置候得者、高德院永続相成冥加至極難有仕合奉存候間、右願之通り

(三ウ)

被 仰付被下置候様偏奉願上候 以上

文政六未年十月

高德院

野嶋新左衛門代

毘兵衛

世話人

和田政兵衛

鶴見半五郎

森九右衛門

御本山

安斉三左衛門

役者中様

安斉利兵衛

(四才)

同様書面壹通六役寺へ茂差出候

右書面上候処御役所ニ御預ニ相成候事

一 文政七申五月十一日御呼出有之候処、去ル未年十月中差上置候願書御利解之上一旦願書御下ケニ相成候ニ付、一同相談之上又候願書差出、左之通り

(四ウ)

乍恐以書附奉願上候

一 去ル未十月中御願申上候者、拝借金不殘無利足被成下、年賦上納之趣御願申上置候処、去五月十一日御呼出御利理解之上一旦願書御下ニ相成ニ付、開基新左衛門・世話人一同種々相談仕候得共

(五才)

前以申上候通り打続及困窮、殊ニ諸堂大破ニ相成、依之 大仏前之御供養等も自然与不行届相成何共歎敷奉存候、右之仕合ニ付上納之手当も一向無御座、無抛不顧恐又候奉願上候趣意ハ、拝借金高五百廿四兩貳朱之内

(五ウ)

四百廿四兩貳朱者無利足封金被成下、残り金百兩者年々御下金貳拾兩を以上納濟ニ被下置、拝借金不殘相濟候後何ケ年成共被仰付次第、御預金利足頂戴不仕積立、上納仕候様仕度奉存候、右之趣 御賢察之

(六才)

上被為聞召分、願之通り被仰付被下置候得者御供養等も相出来冥加至極難有仕合奉存候、何卒格別之御憐愍を以願之通り被 仰付被

下置度、偏奉願上候、

以上

文政七申年六月

(六ウ)

高德院

野嶋新左衛門煩ニ付代

世話人

和田政兵衛

鶴見半五郎

森九右衛門

安斉三左衛門

安斉利兵衛

御本山

御役者中様

右同様書面役寺へも差出候事

(七才)

一 同年閏八月十一日御呼出有之候処被仰渡之控

申渡控

一 其寺難渋之趣ニ付、先達而開基野嶋基新左衛門同道ニ而御什金納方

仕法願立候へ共、格外之願故願書差戻し遣候、然処又候願書差出

(七ウ)

候得共、是又取上ニ難相成候、元来空譽上人御代御仕法有之、最早

年限茂相滿候事故前々通り無欠減可相納之処、難渋寺之様子此方ニ

も難聞届事も有之ニ付、役寺中共相談之上左通申渡候間

(八才)

此段急度上納可有之候

一 金五百廿四兩貳朱

御什金拝借高

内 金貳百六拾四兩貳朱

空譽上人代無利足

金百五兩貳分

当代ニ而無利足

金三百七拾兩

無利足金

(八ウ)

引残

金百五拾四兩貳朱

御定法之利付

此利金拾五兩壹分貳朱ト銀貳匁貳分五厘

外ニ

金拾兩也

右者無利足金三百七拾兩之内江金拾兩つ、毎年元納之事、且無利足

金上納之濟之上者引残金

(九才)

元利上納之事

出金惣高

金廿五兩壹分貳朱ト銀貳匁貳分五厘

此所江毎年御役所より相渡候下ケ金

金廿兩貳分貳朱ト銀六匁 有之候

差引不足

金四兩貳分貳朱ト銀三匁七分五厘

(九ウ)

右者毎年為寺務報恩出金可有之候、尚又閏年三者閏利分是又出金可

有之候、右者其寺祐天大僧正之御由緒も有之事故、格外之 思召を

以被仰渡事ニ候間、一統難有御請可申上候、但當山古法者

(十才)

十ヶ年限候間、拾ヶ年相滿候得者其御代江右之振合を以可相願之事

一 右振合被仰渡上者堂舎不及破壊様修覆可相加事

一 御什金拜借相濟候迄ハ他借者勿論借寺

(十ウ)

号ニても新借決而不相成事

一 右振合ニ而皆上納之上者此方江預金利足之分者五ヶ年之間可相納事

一 開基并世話人中上件之趣差心得上納向差支無之様丹誠有之度候

(十一才)

右之條々急度相心得上納差支無之様精々可相守事、尚此振合之儀者

外御本山之類例茂恐慮ニ候、此段可相心得事、且御請書之儀者追而

此方より案文差遣候、其節相認可相納候、以上

申閏八月十一日

(十一ウ)

一 十月朔日御呼出之処御規約帳并御請書読渡し有之候、左之通り

御請書一札

一金五百廿四両貳朱

拜借金當時有高

右之内

(十二才)

金百五拾四両貳朱

年壹割利足上納

金三百七拾兩

無利足但此内江

拾兩つ、年々上納

右者拙寺方前來御什金拜借相高ニ相違無御座候、依之御規定之通り
年々元利上納可仕筈之処、元來檀縁等之資助手薄ニ

(十二ウ)

候得者年々元利上納之手段差支、愚院ハ勿論之儀開基檀那始世話人

一同當惑至極仕候、此分ニ而者行々當寺可及退転哉も難斗、彼是以

甚歎數奉存候処、今般格別御厚 思召を以右借財上納之

(十三才)

御仕法別規約之通り御定被成下一同難有仕合奉存候、然上者被 仰

渡候通り年々住持手許より出金之儀其外堂舎修理破損之儀、且御役

所預ニ相成有之候當院祠堂財利分義、借財元金皆上納迄者

(十三ウ)

御役所ニ直ニ御引取、且又皆納已後右利足之分五ヶ年之間、前來御

什金無利足滿償御役所江可相納之旨被仰渡逐一承知奉畏候、萬一向

後違背之儀も御座候得者如何様之越度被 仰付候共異儀申上間敷候

(十四才)

為後證御請一札仍而如件

文政七年十月

拜借主

高德院

前文之趣開基檀那始世話人一同具ニ承知之仕奉畏候、萬一上納金等

差支候節者世話人一同申合訖度相弁上納仕候間、聊相違

(十四ウ)

仕間敷候、仍而為後日奥印差上申処如件

高德院開基檀那

江戸神田

野嶋新左衛門

世話人 和田政兵衛

鶴見半五郎

森九右衛門

安齊三左衛門

安齊利兵衛

御本山

御役所

(十五才)

高德院別規約

一 高德院義御付金借財相高難法ニ付、当山空譽上人御代右借財上納方別紙新規約之通り被仰付候得共、兎角難法ニ而御規約通ニ上納方難行届、其上追々堂舎及

(十五ウ)

破損候而修理之手段致当惑程之仕儀候得者、自然与 大仏前之御供養等迄 等閑ニ相成候趣、達当 山主前之御聴、甚歎敷事ニ被 思召候、然ニ彼院ハ中古 祐天大僧正御厚思召を以再興被為在

(十六才)

其已来当山之奥院与称来寺格茂宜敷候得共、畢竟檀縁寺録之資助無之故、取続方不容易事ニ候、況哉借財多分有之候而者、堂舎修理破損者勿論御供養等も自然与麓略成行候者必然之

(十六ウ)

理誠ニ痛心之至ニ候、依之今般格別厚思召を以向後彼院永続借財上納方不滞様、可致勘弁之旨被仰出候ニ付、役寺・年番共得与遂示談先規之上ニ此度勘弁差加上納方振合相改被仰付候条、左通り

(十七才)

一 金五百廿四両貳朱

貸付金當時有高

右之内

金百五拾四両貳朱

此分年志割利付
毎年十月納之

金三百七拾兩

此分無利足毎年十月
元金拾兩つ、上納

内 金貳百六拾四両貳分

空譽上人御代無利足

金百五両貳分

当御代より無利足

(十七ウ)

右元利都合金貳拾五両壹分式朱ト銀貳匁五厘宛向後毎年十月無遅滞急度上納可致事、但閏月有之年者閏利分差加可致上納候

一 右元金上納不相済内者、縦如何様之儀有之候共、御什金者勿論御納

戸金并役箱金、且於

(十八才)

他所ニ借寺号等ニ而寺附之新借一切不相成候、若又心得違儀於有之者急度可及沙汰候事

一 当山預有之其院祠堂財利分者每年上納之引当ニ候得者上納皆済迄ハ

直ニ当役所江引取候、尤其余不足之分金五両程宛毎年其院

(十八ウ)

手許より持出候而規定之通り無相違可致上納事

一 今般相改候振合を以向後年々相納、借財元金皆済之上者前來御什金無利足償之心得ニ而其院祠堂財之利分五ヶ年之間

(十九才)

御什金之内江可相納事

一 堂舎修理破損之儀者時々無油断可致丹誠取繕事

六役寺

一 御什金無利足之儀決而不相成訳ニ候得共、畢竟為 大仏前御供養且

清浄寺 印

由緒格別之

(二十一ウ)

(十九ウ)

報身院 印

寺柄候得者、不得止事格外之御仕法被 仰付候、依之外御末山之例

光徳寺 同

ニ者決而不相成候間、其段相心得先規之通り六役寺中請印可有之候事

西徳寺 同

一 拾ヶ年限者当山之古法ニ候得者、拾ヶ年相満

正行院 同

(二十オ)

専福寺 同

候上者亦復其御代江此振合を以相願可申事

右規定之趣得与致承知請書印形可致者也

察誉上人御代役者

潮禪 印

文政七申年十月

宣教 印

(二十ウ)

此度被 仰渡候御規定之趣逐一承知敬奉畏候、為後證御請印形差

上申処如件

高德院

前件高德院江被 仰渡御規定之趣奉敬承候、尤彼院者由緒格別之事

柄ニ候得者、無余

(二十一オ)

儀筋ニ被 思召格外之御仕法被 仰付候事故、以来外御末山之例ニ

者決而不相成趣被 仰渡、具ニ承知仕奉畏候、仍而御請印證差上申

処如件

この記録や新出の史料によると高德院は本山から借財が嵩みその返済についての仕法が度々試みられていた。しかし返済はなかなか進まず、文政六年・七年には高德院の本山什金から金五二四兩余の拝借高になっていた。開基野嶋新左衛門等から高德院什金(常念仏料)として当初七〇〇兩余あったというが、この頃には二〇七兩余にまで減じていた。そこで、五二四兩余の借財の内、二〇七兩は野嶋新左衛門が預け置いた高德院什金の残金であるから、これを運用しその利子分を借財元金に引き当てて完済したいと、文政六年十月に本山宛に出願した。ところが本山ではこの願書を「願下」としたため、改めて同七年六月の再願となった。拝借高五二四兩余の内、四二四兩余は無利子で凍結してもらい、一〇〇兩は高德院御預金の利子分二〇兩を上納し、さらに完済後も上納し続けるとする仕法での再願であった。

この結果が同年十月の「高德院別規約」(十五オ)である。これによれば、拝借高五二四兩余を三〇七兩余と一五四兩余とに分け、高德院什金残金で

運用する利分をもって返済に充てる仕法とした。借財三〇七兩余は利子計算をせず毎年一〇兩ずつの定額を、一五四兩余については一割の利分を毎年上納して返済に充てる約定とした。つまり運用年間益の合計二五兩余を一〇ケ年で二五〇兩余を上納する規定となった。しかしこれでは拝借金を完済できないので、残余は光明寺へ預けおいた「高德院祠堂財」の残金を引当てとする条件が付与された。ただ、光明寺什金の貸出規定は一〇ケ年を目途とする古法から、それ以上については「其御代」へこれまでの振合をもとにして相願うべきとされている。

このような光明寺什金の借財返済仕法は高德院に限った「格外」の処置であった。これは、高德院が祐天大僧正と特別な所縁のある「格別之寺柄」からで、「御末山之例」には決して成らないと規定書は結んでいる。光明寺「奥之院」とする高德院の寺格がよく表れている。

◇

【史料14】【史料15】【史料16】【史料17】【史料18】は文政八年（一八二五）十一月に高德院の諸堂焼失した時の一件資料。住持は真成代。

【史料14】は「諸堂不残焼失」（本堂・庫裏）や焼死人、焼刀などの被災報告。代官手附の見分に際して作成した控書。

【史料15】は高德院焼失の経過について長谷村役人から代官手附役人宛に出された申口の控書。

【史料16】は代官所へ届出た高德院建物の焼失絵図。本堂（間口十一間×奥行九間）、庫裏（間口八間・継たし二間×奥行五間）、長屋門（間口八間×奥行二間半）が当時高德院の建物で配置状況もわかる。この時の火災で山門は焼失を免れ、大仏・本尊・過去帳場も無事であった。

【史料17】は、焼失にあたって野嶋家から手当金が世話人らに下賜されその受取書。

【史料18】は焼失で焼死人がいたことで、代官所の再吟味に際しての請書写。この請書は高德院住持の「真成」と下男、名主が連名で代官所に提出したものである。本尊・過去帳などが火災から免れた事とともに「真成入寺者御免」とある。真成は焼失の一件で謹慎していたのか改めて入寺（住職）を許可されたことがわかる。

高德院は寛保三年（一七四三）三月八日本堂脇より失火して「表門」を残し「諸堂不残焼失」する火災（B）に見舞われたことがあった。この度の文政火災は、寛保期の火災以降に再建された本堂・庫裏を焼失したのであろう。

なお高德院所蔵に【史料15】とほぼ同一な史料があり重複を厭わずに左に示しておきたい。

【参考】

（端裏）

「写扣」

相州鎌倉郡

長谷村

浄土宗

高德院

住寺 真成

西三十八才

右申口

当月廿日晝七つ時頃本堂より出火、庫裏
其外焼失いたし、右本堂焼跡ニ焼死人
有之候ニ付、村役人より訴上候処為御檢使
被成御越、始末御吟味ニ御座候

此段私義生国尾州ニ而十九才之節

致出家、浄土宗光明寺江致隨身居候処、

高德院無住ニ付、文政四巳年住職仕

下男老人召仕罷在候、然ル処当月廿日夜
之義五つ半時頃、下男召連火之元等

入念見廻台所脇寝間江臥り、下男

長右衛門義者台所江為臥候処、晝七つ時頃

之覺、怪敷物音いたし候ニ付不斗

目覺候処、本堂より出火庫裏江移り

一円可燃上様子ニ付、打驚下男呼起一同

罷越本尊・過去帳等漸持出、出火之旨

声立候処、村内者勿論近村之もの追々駈付

防呉候得共、折節北風烈敷難消留、本堂・

庫裏其外不残及焼失候ニ付、早速隣

寺慈眼院江相慎罷在候、然ル処翌廿一日

朝村内之もの共跡火に呉候処、本堂焼

跡ニ人骨有之、側ニ脇差焼身壹本并ニ

小刀式本・徳利式つ有之候を見付、早速右

之趣村役人江為相知、猶又一回罷越得与

見届呉候上、其段村役人より訴上候義ニ而、右
場所ニ人骨并拔身等可有場所ニ無之、子細一向
不相弁候得難、寺内人少之事故、早速可見
咎義共不存、本堂掾下ニ盜賊忍居

寒氣之御難凌、小火たき且徳利等茂

有之上ハ酒給熟酔之俣打臥候処、折節

北風強吹込掾上江燃付及出火候ニ茂可

有之外、心当者勿論怪敷風吹毛頭不及

見聞、且意趣意恨可受覺曾而無之旨

申上候処、被仰聞候者、意趣意恨等有之

打擲之上打殺可有露頭与出火ニ事寄

品能申立候義ニ者無之哉之旨、情々御吟味

御座候得共、右様之義者決而無之、此上

何様御吟味御座候共可申上品無之旨申上候処、

右者火之元之義者別而入念且前書申立之

趣ニ而者盜賊忍居候越茂不存罷在候段、

畢竟平常心付方不行届不念之旨、

御察当受候而者可申立様無之奉恐入候

高德院

真成

下男 長右衛門

西五拾七才

当月廿日晝七つ時頃当寺より出火、本堂

庫裏其外焼失、本堂焼跡人骨拔身等

有之候旨、村役人より訴上候ニ付、被成御越始末

御吟味ニ御座候

此段私義当西二月中奉公罷越相勤

罷在候、然ル処当月廿日夜之義五つ半時

頃主人真成一同火之元念入見廻候上台所

江臥り候処、晝七つ時頃出火之旨被呼起候ニ付、

周章起出候処、本堂より出火庫裏江火

移り一円可燃上様子ニ付、打驚不取敢一同

罷越漸本尊・過去帳之類持出、出火之旨

真成俱ニ声立候処、村内者勿論近村之もの

駆付防呉候得共、折節北風烈敷難消留、

本堂其外不残焼失致、翌朝ニ相成

村内之もの一同跡火に候処、本堂焼跡

人骨并脇差焼身壺本・小刀式本・徳利式つ

有之候ニ付、早速右之趣村役人江為相知、尚又

一同罷越見届其段村役人より訴上候義ニ而、

右者子細一向不相弁候得共、前書真成申上候

通之義ニも可有之、右ニ付怪敷風聞不及

見聞、外より意趣意恨請候覚曾而無御座候、

此上何様御吟味請候而茂可申立品無御座候

右御吟味ニ付相違不申上候、以上

文政八酉年十一月廿四日

右

長右衛門(爪印)

右

真成(花押)

中村八太夫様御手付

筒井銚藏殿

前書御吟味之節私共罷出一同承知仕候

依之奥書印形奉差上候、以上

名主

政兵衛 印

年寄

久左衛門 印

百姓代

小右衛門 印

【史料19】

慶応三年(一八六七)、野島新左衛門が高徳院隠居につき後住の僧(卓音)を本山役者中に宛て推挙した願書写。新左衛門が帰依していた僧であったようだが、大津村信楽寺住持が高徳院の後住の推挙に関与していたと「包紙」の注記に見えるので、信楽寺と関係深い僧侶であろうか。高徳院後住の人事を巡っては、野島氏の関与が継続していたことをよく物語っている。

卓音は高德院代八世（当山歴代）となっている。



「鎌倉大仏」は我が国の中世文化を代表する尊像である。しかし、造立期や経緯などの究明に際し決して豊かな資料に恵まれているわけではない。それだけにさまざまな視点からの研究が進み枚挙に厭わないほど蓄積されてきたのは、如何に多くの人々の研究心を奮振させる尊像であったかがよくわかるが、残された課題や論点の多いのも現状であろう。

今回新出の大仏関係史料は近世後期のもものが大半である。中世の鎌倉大仏研究に直接に関与する資料ではないかも知れないが、やや等閑視されてきた近世の鎌倉大仏研究の隙間を聊か埋めることができるように思う。とくに、当該期の大仏・高德院のおかれた状況とともに、寺院経営のあり方、本末制度、浄土宗門内における「捨世寺」「奥院」制度との関連等を考えるうえからも好個の資料となろう。これらの研究課題は全て後考に譲ることにはしたいが、新出史料発表の機会をお与え下さった鎌倉大仏殿高德院住職佐藤孝雄師、また本誌編集に際してご助言・ご協力をたまわった三井記念美術館館長清水真澄先生、史料撮影にお手を煩わせた井上久美子氏に対し厚くお礼を申し上げておきたい。

あとがき

鎌倉大仏史研究会の発足と研究誌『鎌倉大仏史研究』創刊号（一九九六年五月）が発刊されてから二十年以上が経つ。まずは当初から関わった者として、二号の発行があまりにも遅れたことを、会の発足と研究誌の創刊にご理解いただきご尽力を賜った、先々代のご住職故佐藤密雄先生にお詫びしなければならない。

この度、鎌倉大仏に関係する近世史料が新たに見いだされ、現高徳院住職佐藤孝雄氏のご意向と監修、執筆された鎌倉国宝館館長鈴木明氏のご努力によって『鎌倉大仏史研究』第二号に掲載され、発刊されることになった。大変意義あることと思う。

鎌倉大仏史研究会は、会としての名前を特に表に出していないが、その後も鎌倉大仏を取り巻く一連の研究、保存などの事業に多少関わってきたので、その一端を記しておきたい。

二〇〇二年、神奈川県立金沢文庫で特別展『鎌倉大仏と阿弥陀信仰』が開催され、図録の年表（高橋秀栄氏作成）は鎌倉大仏史の研究の基本史料として今日も役立っている。また同年には、鈴木良明氏を編集委員長として、江戸時代の『鎌倉大佛縁起』（上下）、『大佛高徳院略記』（発行高徳院）が翻刻と補注を付して発刊された。同書はそれ以前に先住職故佐藤行信氏によって校訂・翻刻されたが、限られた人にしか知られていなかったもので、再校訂・翻刻し、特に末尾に付した百二十項目にわたる「補注」は、近世の鎌倉大仏

の歴史を辿る上で重要な内容が多数含まれている。

二〇一〇～一四年には、高徳院仁王門に安置されている仁王像二軀の解体修理が行われ、尊像の保存に堅牢さを持たせるとともに、近世高徳院の歴史の一部も解明された。その成果は『鎌倉大仏殿高徳院 木造仁王像 平成修理報告書』に掲載され、二〇一五年に発刊（発行高徳院）された。

二〇一五～一六年には、国庫補助により、保存修理調査が実施された。一九五九～六一年に行われた国庫補助による基礎の補強から科学的調査も加えた本格的な「昭和の大修理」以後初めての修理事業で、大仏の状態調査とクリーニングなど将来への保存に向けて大きな成果があったと考えられる。二〇一八年には、その結果をまとめた『高徳院国宝 銅造阿弥陀如来坐像 平成二十七年保存修理報告書』（監修清水眞澄、発行高徳院）が発刊され、鎌倉大仏の沿革と科学的調査の結果を詳細に掲載した本書は、今後の鎌倉大仏の研究と保存に寄与するであろう。

なお、これらの研究と保存の一つ一つが実現に結びつき、成果が世に明らかにされてきたのは、現高徳院住職佐藤孝雄氏の熱意と実行力によるところが大きいことを記しておきたい。

清水眞澄

鎌倉大仏史研究 第二号

二〇一九年十二月十日発行

編集 鎌倉大仏史研究会編集委員会

発行人 佐藤 孝雄

印刷所 株式会社 便利堂

発行所 〒248-0016 鎌倉市長谷四―二―二八

高德院内

鎌倉大仏史研究会

電話 ○四六七―二二―〇七〇三

題字 佐藤密雄